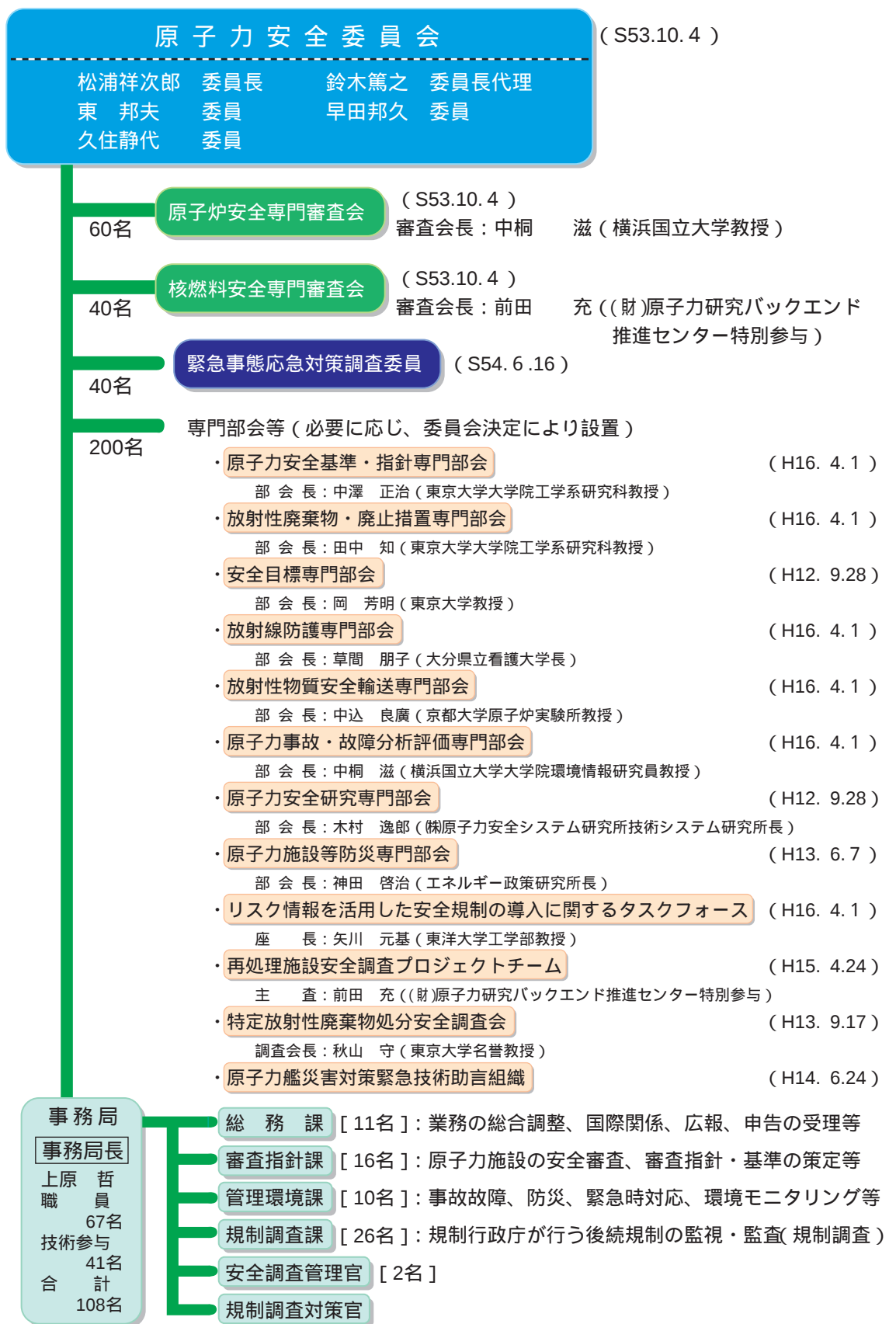


原子力安全委員会の組織



< 関係各省の原子力規制部局の職員数 >

文部科学省 93名 経済産業省 約300人

□ は法律設置の組織等

() は設置年月日

専門部会等の構成の変更について

平成16年4月1日
原子力安全委員会決定

原子力安全委員会は、平成12年1月17日に「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針について」(以下「基本方針」という。)を決定し、この基本方針に沿って施策を実施してきた。また、原子力発電所における不正問題等を始め、基本方針決定後に発生した新たな課題に対しても、迅速な対応を行うよう努めてきた。これらの課題への対応に当たっては、委員会自らが調査審議を行うとともに、専門の事項については専門部会等を設け調査審議を行ってきた。これらの調査審議を進めてきた結果、成果は関係の報告書等としてとりまとめられ、基本方針に掲げられた内容については概ね達成されてきていると考えられる。

このことを踏まえ、また、最近の原子力安全規制を巡る動向を考慮すると、今後は、基本方針の中の残された課題に対応することに加え、放射性廃棄物最終処分や廃止措置の対応、放射性物質輸送に関する新たな国際的な取組みの対応やリスク情報を活用した安全規制の導入に向けた対応等の課題に対する調査審議を重点的に強化していくことが必要である。また、安全審査指針類の策定、放射線防護に係る検討、事故・トラブルに対する対応等についても、より効果的・効率的な調査審議を行えるよう体制整備をしていくことが必要である。

以上のことから、次に示すように、専門部会等の構成の変更を行うこととする。

1. 新設、統合等を行う専門部会等

(1) 新設するもの

- ・放射性廃棄物・廃止措置専門部会(別紙1)
- ・放射性物質安全輸送専門部会(別紙2)
- ・リスク情報を活用した安全規制の導入に関するタスクフォース(別紙3)

(2) 統合するもの

- ・放射線防護専門部会
(放射線障害防止基本専門部会と放射線国際対応専門調査会を統合:別紙4)

(3) 名称・設置目的等を変更するもの

- ・原子力安全基準・指針専門部会
(原子力安全基準専門部会の名称等を変更:別紙5)
- ・原子力事故・故障分析評価専門部会
(原子力事故・故障調査専門部会の名称等を変更:別紙6)

2. 設置を継続する専門部会等

次の専門部会等については、設置を継続する。

- ・安全目標専門部会
- ・原子力安全研究専門部会
- ・原子力施設等防災専門部会
- ・特定放射性廃棄物処分安全調査会
- ・原子力艦災害対策緊急技術助言組織
- ・再処理施設安全調査プロジェクトチーム

3. 廃止する専門部会等

- (1) 原子力安全総合専門部会は、所要の調査審議の結果を得てきたことと、新たに放射性廃棄物・廃止措置専門部会、放射性物質安全輸送専門部会及びリスク情報を活用した安全規制の導入に関するタスクフォースを新設することに伴い、廃止する。
- (2) 原子力艦災害の技術的事項検討タスクフォースは、調査審議の終了により廃止する。

4. その他

- (1) 各専門部会等は、委員会が指名する原子力安全委員会委員及び専門委員から構成することとする。
- (2) 効率性の観点から必要のある場合は専門部会等の議決により分科会を設けて検討を行うこととする。
- (3) 原子力安全委員会委員長からの指示により現在調査審議が行われている次の事項については、それぞれ次のとおり審議を行うこととする。

「高レベル放射性廃棄物及びRI・研究所等廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について」(平成10年6月25日に指示)のうち、RI・研究所等廃棄物に係る事項	放射性廃棄物・廃止措置専門部会で調査審議を行う。
「超ウラン核種を含む放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について」(平成12年6月15日に指示)	
「クリアランスレベルについて」(平成9年5月26日に指示)	
「クリアランスレベルの検認のあり方について」(平成12年6月15日に指示)	
「耐震安全性に係る安全審査指針類について」(平成13年6月25日に指示)	原子力安全基準・指針専門部会で調査審議を行う。

- (4) 現在調査審議が継続中の次の分科会については、それぞれ次のとおり新たな専門部会等に引き継ぐこととする。

原子力安全総合専門部会放射性廃棄物分科会（研究所等廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方及び超ウラン核種を含む放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について調査審議中）	放射性廃棄物・廃止措置専門部会に分科会を引き継ぐ。
原子力安全基準専門部会クリアランス分科会（クリアランスレベル及びクリアランスレベルの検認のあり方について調査審議中）	放射性廃棄物・廃止措置専門部会に分科会を引き継ぐ。
原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会（耐震安全性に係る安全審査指針類について調査審議中）	原子力安全基準・指針専門部会に分科会を引き継ぐ。

放射性廃棄物・廃止措置専門部会について (新設)

設置目的

放射性廃棄物の処分及び原子力施設の廃止措置の安全確保に関する事項について調査審議を行うため、放射性廃棄物・廃止措置専門部会を設置する。

調査審議事項

放射性廃棄物・廃止措置専門部会では、次の事項について調査審議を行う。

- ・放射性廃棄物処分の安全確保に関すること（特定放射性廃棄物処分安全調査会の所掌に属するものを除く）
- ・原子力施設の廃止措置に係る安全確保に関すること
- ・その他原子力安全委員会が、放射性廃棄物の処分及び廃止措置の安全確保に関して必要と認める事項に関すること

新設を行う理由

放射性廃棄物処分の安全確保については、基本的考え方の策定から審査指針、基準等の策定に至るまで、継続性と一貫性をもって調査審議を行うことが必要である。さらに、今後の重点的な調査審議が必要である廃止措置に係る安全確保については、放射性廃棄物との関連性が深いため、同一の専門部会で調査審議を行うことが必要である。

その他

現在審議中の次の事項については、本専門部会で調査審議を行う。

- 「高レベル放射性廃棄物及びRI・研究所等廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について」(平成10年6月25日に指示)のうち、RI・研究所等廃棄物に係る事項
- 「超ウラン核種を含む放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について」(平成12年6月15日に指示)
- 「クリアランスレベルについて」(平成9年5月26日に指示)
- 「クリアランスレベルの検認のあり方について」(平成12年6月15日に指示)

放射性物質安全輸送専門部会について (新設)

設置目的

放射性物質輸送の安全確保に関する事項について調査審議を行うため、放射性物質安全輸送専門部会を設置する。

調査審議事項

放射性物質安全輸送専門部会では、次の事項について調査審議を行う。

- ・国内外の動向を踏まえた放射性物質の輸送の安全確保に関すること
- ・その他原子力安全委員会が、放射性物質の輸送の安全確保に関して必要と認める事項に関すること

新設を行う理由

放射性物質輸送の安全規制については、国際基準である国際原子力機関（IAEA）放射性物質安全輸送規則に基づき、IAEA加盟各国、国際機関等が国内法令を整備している。また、1998年のIAEA総会において、加盟国における輸送安全規制の改善を支援することを目的に、加盟国の安全規制の実施状況を評価する輸送安全評価サービス（Transport Safety Appraisal Service：TransSAS）が創設され、1999年より支援活動が実施されている。

このような放射性物質輸送に関する新たな国際的な取組み等に対応するため、放射性物質安全輸送専門部会を設置することが必要である。

リスク情報を活用した安全規制の導入に関するタスクフォースについて (新設)

設置目的

リスク情報を活用した安全規制の導入に関する事項について調査審議を行うため、リスク情報を活用した安全規制の導入に関するタスクフォースを設置する。

調査審議事項

リスク情報を活用した安全規制の導入に関するタスクフォースにおいては、次の事項について調査審議を行う。

- ・「リスク情報を活用した原子力安全規制の導入の基本方針について」(平成15年11月10日原子力安全委員会決定)の下に全体に整合の取れた進捗を図るための課題への取組み
- ・規制行政庁、原子力事業者等の関係機関の取組みの進捗状況
- ・その他原子力安全委員会が、リスク情報を活用した安全規制の導入に関して必要と認める事項に関すること

新設を行う理由

リスク情報を活用した原子力安全規制については、上記の「リスク情報を活用した原子力安全規制の導入の基本方針について」において、「概ね3年内を目処に、関係機関の取組みの進捗状況を評価して、さらにその後の進展につなげていきたい」とされていることから、これを具体化していくために、本タスクフォースを設置する必要がある。

その他

本タスクフォースの運営については、原子力安全委員会専門部会運営規程(昭和53年10月25日原子力安全委員会)を準用する。

放射線防護専門部会について (放射線障害防止基本専門部会と放射線国際対応専門調査会を統合)

設置目的

原子力利用に伴う放射線防護に関する事項について調査審議を行うため、放射線防護専門部会を設置する。

調査審議事項

放射線防護専門部会では、次の事項について調査審議を行う。

- ・国内外の動向を踏まえた放射線防護に係る対応に関すること
- ・その他原子力安全委員会が、放射線防護に関して必要と認める事項に関すること

統合を行う理由

従来の放射線障害防止基本専門部会は原子力利用に伴う障害防止の基本に関する事項等について調査審議し、また、従来の放射線国際対応専門調査会は放射線障害防止に関する我が国の国際的な対応を強化することをそれぞれの目的として、これらの技術的、専門的事項について調査審議してきたが、国際放射線防護委員会（ICRP）新勧告等に向けた放射線防護に関する国内的対応がより重要となってきたことを踏まえ、両者を統合する必要がある。

原子力安全基準・指針専門部会について (原子力安全基準専門部会の名称、設置目的等を変更)

設置目的

原子力安全に係る基準に関する調査審議を行い、審査指針を策定するため、原子力安全基準・指針専門部会を設置する。

調査審議事項

原子力安全基準・指針専門部会では、次の事項について調査審議を行う。

- ・原子炉、核燃料施設その他原子力施設に係る安全基準・指針に関すること（放射性廃棄物・廃止措置専門部会及び特定放射性廃棄物処分安全調査会の所掌に属するものを除く）
- ・その他原子力安全委員会が、安全基準・指針に関して必要と認める事項に関すること

その他

現在審議中の次の事項については、本専門部会で調査審議を行う。

「耐震安全性に係る安全審査指針類について」(平成13年6月25日に指示)

原子力事故・故障分析評価専門部会について (原子力事故・故障調査専門部会の名称、設置目的等を変更)

設置目的

国内外の原子力事故・故障に関する分析・評価を行うため、原子力事故・故障分析評価専門部会を設置する。

調査審議事項

原子力事故・故障分析評価専門部会では、以下の事項について調査審議を行う。

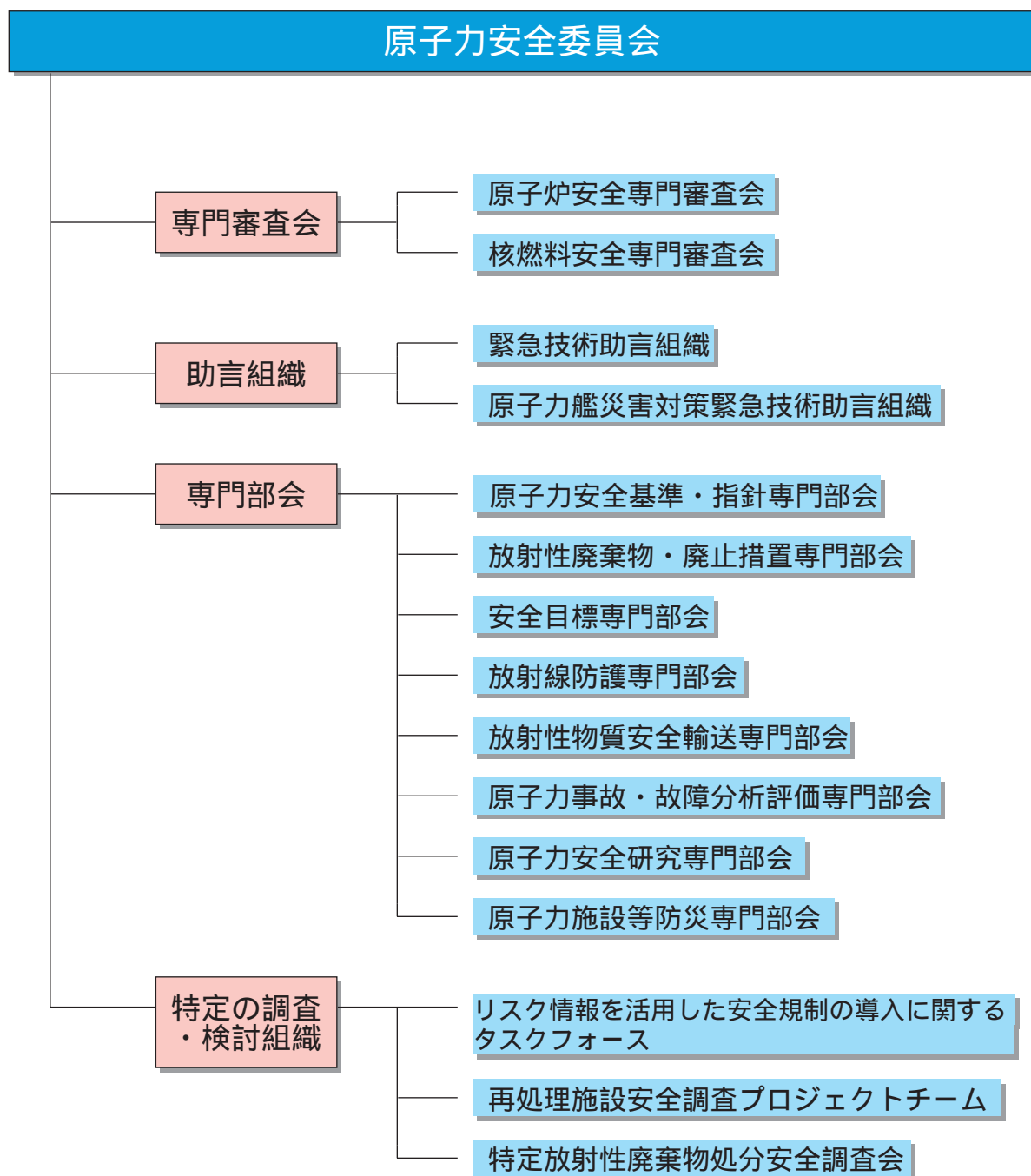
- ・国内外の原子力事故・故障の分析・評価に関すること
- ・その他原子力安全委員会が、原子力事故・故障に関する分析・評価に関して必要と認める事項に関すること

その他

これまで、原子力事故・故障調査専門部会で取り扱っていた特定の事故・故障の原因究明及び対策の評価に関しては、発生した各々の事故・故障の調査に適した専門家による機動的・専門的な調査審議を行うため、今後は、必要に応じて原子力安全委員会の下にタスクフォースを設置し検討することとする。

(参考)

専門部会等構成変更後の原子力安全委員会の組織



原子力安全委員会における情報公開等について

平成16年5月17日
原子力安全委員会決定

原子力安全委員会（以下「委員会」という。）における情報公開等は、以下のとおり行うものとする。

1．会議の議事及び資料の公開

委員会本会議、専門部会等及び専門審査会の議事、議事録及び会議資料は、全て公開する。また、専門審査会の下に置かれる部会の議事概要については、当該部会に所属する審査委員が確認を行った後、会議資料については、答申等を行った後、速やかに公開する。議事録及び会議資料の公開は、原子力公開資料センター及びインターネットを通じて行うものとする。

なお、核不拡散、核物質防護、財産権の保護等に係るために慎重に取り扱わざるをえない議事及び情報については、理由を示した上で非公開とする場合もあるが、安全に係るものは可能な限り公開するものとする。

2．委員会の活動等に対する意見の受付け

委員会の活動全般及びすべての公開資料について、「原子力安全意見・質問箱」により、いつでも、広く一般から意見を受付ける。寄せられた意見については、委員会本会議等において、その内容を検討し、適宜委員会の施策等に反映していくこととする。

3．政策決定等に対する意見の公募

（1）委員会の政策決定

委員会自らが主要な政策決定を行う場合には、原則として、その政策案を一定期間公開し、一般からの意見を公募し、寄せられた意見を検討した上で、反映すべき意見は採用し、当該政策に反映する。不採用意見については、理由を付して政策決定の際に公表する。

（2）専門部会等の報告書

専門部会等の主要な報告書については、当該専門部会等による案の決定の後、事務局がこれを一定期間公開し、一般からの意見を公募する。寄せられた意見については、当該専門部会等において検討した上で、必要に応じて報告書に反映させる。

（3）安全審査案件

主務大臣（行政庁）から諮問があった安全審査案件のうち、専門審査会で調査審議を行うものについては、委員会が行政庁の安全審査書を一定期間公開し、委員会及び専門審査会が当該安全審査書について調査審議を行うに当たっての意見を一般から公募す

る。寄せられた意見のうち、反映すべきものは専門審査会の調査審議に反映させ、行政庁への答申の際に、答申書とともにその反映状況を取りまとめ、公表する。

4．対話の推進

原子力施設立地地域等において自らシンポジウムを開催するなど、国民との双方向の対話の推進に努める。また、実用発電用原子炉等の主要な原子力施設の設置許可等の際に行われる第二次公開ヒアリング実施に当たっては、透明性・公開性の一層の向上を図るものとする。

5．その他

- (1) 本決定は平成16年5月17日から施行するものとし、同日付をもって、原子力安全委員会における情報公開等の推進について（平成10年4月20日原子力安全委員会決定）は廃止する。
- (2) 本決定の前に一般からの意見の公募を行っているものの手続きに関しては、本決定の施行後も、なお従前の例による。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する
法律の一部を改正する法律 に基づく文部科学省の
規制活動に対する原子力安全委員会の対応について

平成16年6月14日
原子力安全委員会決定

1. 本件に係る現在までの原子力安全委員会の関与の経緯

原子力安全委員会は、放射線障害防止法の規制対象である放射性同位元素の安全確保に関しては、平成15年3月に「国際基本安全基準（BSS）の規制免除レベルの国内規制体系への取り入れ等に当たって」を、本年1月には「放射性同位元素使用施設等から発生する放射性固体廃棄物の浅地中処分の安全規制に関する基本的考え方」をそれぞれ決定した。

放射性同位元素等の安全規制を担当する文部科学省は、これら原子力安全委員会の報告書の内容を関係法令に取り入れるための検討を行い、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案としてまとめた。原子力安全委員会は、本法律案について、本年3月1日の第14回原子力安全委員会において非公開の形で調査審議（調査審議資料については閣議決定後公開）を行った。

2. 本法律の成立

本法律案は、その後の閣議決定を経て、政府原案として国会に提出された。政府原案については、第159回通常国会で審議が行われ、原案のまま可決成立し、6月2日に公布されたところである。

本法律については、附則で、一部の規定を除き、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、同法に基づく省令等については、その期日までに、文部科学省において制定されることとなる。また、同法施行後は、本法律により新たに設けられた規定に基づき放射性同位元素の使用等の規制が行われることとなる。

3. 本件に係る原子力安全委員会の今後の取組み

原子力安全委員会としては、今後とも、放射性同位元素の使用等を含む原子力の安全確保に対する規制行政の規制活動が適切かどうかの監視・監査を行うこととする。

規制行政の規制活動の中でも特に、本法律により新たに設けられた放射性廃棄物の埋設処分の規制に関して、その安全確保のための具体策や、原子力安全委員会で提示した安全規制の基本的考え方の内容の多くは、今後制定される省令等において規定されることになると考えられる。また、本法律施行後、埋設処分事業が実際に行われることとなった際は、埋設処分が長期的に行われることを踏まえ、その安全確保には特に万全を期して対応することが必要である。

したがって、原子力安全委員会としては、本法律に基づく省令等について制定の前に事

前に報告を求め、必要に応じ、意見や見解を示すとともに、今後、本法律で規定する廃棄の業のうち、放射性廃棄物の埋設処分に関して下記の事項の規制行為が行われた際には、原子力安全委員会に報告を求め、埋設処分に対する安全確保が適切に行われたかを確認することとする。

第4条の2第1項の規定による許可

第12条の8第2項の規定による施設検査

第12条の9第2項の規定による定期検査

第12条の10第1項の規定による定期確認

第42条第1項の規定による報告徴収（放射線障害が発生したとき又は発生するおそれのあるときのその状況及びそれに対する処置に関するものに限る。）

第43条の2第1項及び第2項の規定による立入検査

「規制調査の実施方針について」の改訂について

平成16年7月1日
原子力安全委員会決定

原子力安全委員会は、平成15年3月3日に「規制調査の実施方針について」を決定し、規制行政庁の行う原子力施設の設置許可等の後の安全規制（以下「後続規制」という）を合理性、実効性、透明性等の観点から監視・監査する規制調査を実施してきたところである。

当委員会は、これまでの規制調査の実施経験を踏まえ、より一層実効的な規制調査を行うため、「規制調査の実施方針について」を別紙のとおり改訂する。

規制調査の実施方針について

平成15年3月3日
平成16年7月7日改訂
原子力安全委員会決定

1. 経緯

原子力安全委員会は、平成11年9月に発生したウラン加工工場の臨界事故を踏まえ、後続規制の実施状況等を把握し、確認するとともに、安全確保の観点から必要に応じて規制行政庁に意見を示すことを目的として規制調査を実施してきた。

その後、平成14年に、原子力発電所において電気事業者の自主点検記録の不正等が発覚し、その主たる原因が事業者の安全確保に対する一義的な責任の欠如にあることに加えて、その背景要因として事業者の自主点検の位置付けが法令上明確でなかったことや規制制度の運用が一部不明確であったこと等、規制制度の合理性や透明性の観点での問題点も指摘された。

当委員会は、この自主点検記録の不正等により著しく損なわれた原子力安全の信頼を回復するため、平成14年10月29日に、国と事業者の責任分担の明確化、運転段階の安全を重視した規制制度の整備及び情報公開と透明性の向上について、内閣総理大臣を通じて経済産業大臣に対して勧告を行った。

これらを受け、事業者の自主点検の位置付けを法令上明確にするとともに、規制行政庁に対し、後続規制の実施状況を当委員会へ四半期毎等に報告することを義務付けるなどを内容とする法令改正が行われた。

このような背景を踏まえて、規制における科学的、技術的な合理性、事業者の自主的な安全確保の取り組みを促す規制、規制活動における過程（プロセス）の透明性と記録の追跡可能性（トレーサビリティ）の確保を主な視点として、「後続規制における安全確保上の共通課題や重要事項」、「後続規制における重要な個別の行政処分」、「設置許可時の安全審査の際に指摘した重要事項」を対象として、規制調査を実施してきたところである。

これまでの規制調査の実施により、規制行政庁の規制活動の内容を把握し、必要に応じて当委員会の意見や見解を示してきたが、今後、当委員会が示した意見や見解を踏まえつつ、より一層実効的な規制調査を行うため、上記～の従来の視点に新たに以下の視点を加え、規制調査を実施することとする。

(1) 規制活動の継続的な品質の向上

規制活動の継続的な品質と透明性の向上を促す観点から、品質監査の手法を取り入れた調査が有効である。

(2) 効果的な安全規制システム構築

効果的な安全規制システム構築が重要であるとの観点から、現状の安全規制制度の課題を抽出するとともに、規制のあるべき姿に向けて規制体系の高度化に向けた提言を行

うことが重要である。

(3) 規制調査の効率化

規制調査の効率化の観点から、調査のねらいや問題意識に応じて、調査の対象や手法を定め、それらを事前に明確に示すことが重要である。

なお、本実施方針については、今後の、規制調査の実施状況を踏まえつつ、必要な見直しを行っていくものとする。

2. 規制調査の目的及び実施内容

具体的な規制調査の実施内容の策定に当たっては、規制調査の目的と上記の調査の視点を踏まえ、調査のねらいや問題意識に応じて、具体的な調査対象と調査手法を定めることとする。

(1) 規制調査の目的

規制調査は、「原子力の安全確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定する」という当委員会の使命を果たす上で、後続規制における規制行政庁の行う規制活動を監視・監査するという重要な役割を担っており、その目的は以下のとおりである。

- 1) 規制行政庁の行う後続規制の合理性、実効性及び透明性の向上を促すことにより、事業者の行う安全確保レベルの向上を図る。
- 2) 安全審査の答申の際に指摘した重要事項に関して、規制行政庁の行う規制活動の妥当性を確認することにより、安全確保を確実なものとする。

(2) 調査の具体的な実施内容

1) 後続規制の合理性、実効性と透明性の向上を目的とする規制調査

規制行政庁の行う後続規制の合理性、実効性と透明性の向上を目的とする規制調査においては、従来からの視点に加え、新たな視点を考慮して、以下の3つのねらいに分けて調査の対象と手法を定める。

後続規制活動全般に対する規制調査

ねらい

- ・規制行政庁の行う後続規制活動全般について、継続的な品質と透明性の向上を図る。

調査対象

- ・後続規制における個々の規制活動のうち、定期的（四半期毎）に当委員会に報告されたものを中心に任意に抽出する。
- ・調査対象の数や時期等について、年間計画を策定し、計画的に実施する。

調査手法

- ・規制調査の実施要領、判断基準に基づいて、規制行政庁（原子力安全基盤機構含む）が行う後続規制の規制活動を品質監査手法により調査する。
- ・その際、品質監査手法による調査を効果的なものにするために、抜き打ち的な調査方法や規制活動の現場への立会いによる調査方法も活用する。

後続規制活動の重要課題に対する規制調査

ねらい

- ・安全上重要な後続規制について、主に運用面における合理性、実効性及び透明性の向上を図る。

調査対象

- ・規制制度への品質保証の取り込み等後続規制における安全確保上の共通的な課題や、新たな技術の採用等安全確保上の重要な課題を抽出する。
- ・後続規制における個々の規制活動のうち、安全確保上重要なものを抽出する。

調査手法

- ・規制行政庁（原子力安全基盤機構含む）事業者及び関連事業者からの説明聴取等を行い、規制活動の実態を把握する。また、必要に応じて、現地調査を行う。

後続規制制度の課題に対する規制調査

ねらい

- ・現状の後続規制制度について、規制のあるべき姿に向けた制度体系の高度化を図る。

調査対象

- ・現状の後続規制制度における課題を上記 及び の規制調査などで確認された制度面での課題や規制制度に関する海外の動向等に照らして抽出する。

調査手法

- ・規制行政庁（原子力安全基盤機構含む）事業者及び関連事業者から説明聴取等を行い、規制活動の方針及び実態を把握する。また、必要に応じて、現地調査を実施する。
- ・また、規制のあるべき姿の参考情報として、必要に応じて、国際機関等における安全確保に係る取り組み状況について調査を行い、比較整理を行う。
- ・調査結果は、必要に応じて、当委員会の専門部会等の規制制度の高度化に向けた方向性を議論する場において引き続き検討を行う。
- ・必要に応じて、新たな規制制度の準備段階等において、予め当委員会の意見や見解を示すものとする。

2) 安全審査の答申の際に指摘した重要事項に関して、規制行政庁の行う規制活動の妥当性の確認を目的とする規制調査

ねらい

- ・設置許可等の安全審査の答申の際に指摘した重要事項に関し、規制行政庁から報告された当該重要事項に係る処理方針について、安全確保上の技術的妥当性の確認を行う。

調査対象

- ・規制行政庁から報告のあった処理方針を対象とする。

調査手法

- ・「原子力安全委員会の行う原子力施設に係る安全審査等について」（昭和54年1月

26日原子力安全委員会)に基づき、当該処理方針について、規制行政庁より報告を受け、必要に応じて専門審査会において、安全確保上の技術的妥当性について審議を行う。

(3) 留意事項

調査に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- 1) 「 後続規制活動全般に対する規制調査 」については、当委員会における規制調査実施体制の整備状況を踏まえつつ、適宜導入を図って行くこととする。
- 2) 調査を機動的に行うため、原子力安全委員の指示の下、事務局職員が調査実務を実施することができるものとする。
- 3) 規制調査の目的に鑑み、法令に定める報告事項以外のものについても、規制調査に必要な場合には、理由を示した上で規制行政庁に報告を求めることがある。

規制調査の実施方針＜概要＞

（参考）

規制調査の方式		調査のねらい	調査対象 / 調査手法
後続規制の合理性、実効性と透明性の向上を促すことを目的とする規制調査	後続規制全般に対する規制調査 （品質監査型）	規制行政庁の行う後続規制活動全般について、継続的な品質と透明性の向上	事後確認方式 ＜調査対象＞ - 後続規制における個々の規制活動のうち、定期的（四半期毎）に原子力安全委員会に報告されたものを中心に任意に抽出 - 調査対象の数や時期等について、年間計画を策定し、計画的に実施 ＜調査手法＞ - 規制調査の実施要領、判断基準に基づき、規制行政庁（原子力安全基盤機構含む）が行う後続規制の規制活動を品質監査手法により調査 - 定型的に確認結果を公表
	後続規制活動の重要課題に対する規制調査 （課題抽出型）	安全上重要な後続規制について、主に運用面における合理性、実効性及び透明性の向上	立会方式 ＜調査対象＞ - 実用発電用原子炉の保安検査等 ＜調査手法＞ - 現場での規制活動に立ち会って実態を把握するとともに、必要に応じて抜き打ちの手法により、緊張感と実効性を確保 - 実施要領及び判断基準に基づき、規制行政庁が行う後続規制の規制活動を品質監査手法により調査 - 迅速な調査（3日以内）と結果の公表（概ね2週間以内）
	後続規制制度の課題に対する規制調査 （制度向上型）	現状の後続規制制度について、規制のあるべき姿に向けた制度体系の高度化	＜調査対象＞ - 規制制度への品質保証の取り込みなど、規制活動の実施における安全確保上の共通的な課題や、新たな技術の採用など安全確保上の重要な課題を抽出 - 後続規制における個々の規制活動のうち、安全確保上の重要なものを抽出 ＜調査手法＞ - 規制行政庁（原子力安全基盤機構含む）や事業者及び関連事業者からの説明聴取を行い、規制活動の実態を把握する。また、必要に応じて現地調査を実施 - 調査結果と当委員会の意見を報告書としてまとめて公表
	安全審査の答申の際に指摘した重要事項に関して、規制行政庁の行う規制活動の妥当性の確認を目的とする規制調査	設置許可等の安全審査の答申の際に指摘した重要事項に関し、規制行政庁から報告された当該重要事項に係る処理方針について、安全確保上の技術的妥当性の確認を行う。	＜調査対象＞ - 設置許可等の安全審査の答申の際に指摘した重要事項に関し、規制行政庁から報告のあった処理方針 ＜調査手法＞ 「原子力安全委員会の行う原子力施設に係る安全審査等について」（昭和54年1月26日原子力安全委員会）に基づき、当該処理方針について、規制行政庁より報告を受け、必要に応じて専門審査会において、安全確保上の技術的妥当性について審議

関西電力㈱美浜原子力発電所3号機 における事故について

平成16年8月9日
原子力安全委員会決定

原子力安全委員会では、8月9日21時から臨時会議を開催し、関西電力㈱美浜原子力発電所3号機の事故に関し、原子力安全・保安院より、状況等を聴取した。審議を行った結果、以下の通り、現時点での考え方を取りまとめた。

- 1．事故発生当時、タービン建屋で作業をしておられた方のうち、8月9日21時時点で4名の方の死亡が確認されている。原子炉運転中に、原子炉建屋の外とはいえ、死亡者が発生したことは、我が国初の事態であり、きわめて残念、かつ憂慮されるべき事態である。亡くなられた方には、深甚なる哀悼の意を表するものである。関係者は、病院で手当てを受けておられる負傷者の介護と健康の回復を図るとともに、事故原因の究明に全力で取り組むべきである。
- 2．原子力安全・保安院から聴取した説明によれば、事故は、タービン建屋内の放射能を含まない2次系配管（復水配管）からの蒸気の噴出によるものと考えられ、発電所内の放射線モニターの値などから判断して、環境への放射能や放射線の影響はないとの保安院の判断は妥当と考える。
- 3．現状では、原子炉は自動停止し、1次系の冷却機能は正常に維持されており、放射能や放射線に係る基本的安全機能は保たれていると考える。事業者及び規制行政庁は、この自動停止された状態が、現在の温態停止状態から冷態停止状態に安全に移行されるように十分留意することが肝要である。
- 4．今後の原因究明にあたっては、国内外の類似の事象を参照しつつ、2次系配管の破損の直接的原因はもちろんのこと、その遠因や間接的要因についても十分に調査するとともに、なぜ死傷者を出すに至ったかに関し、事故当時の現場作業の状況についても詳細な調査を行うべきである。
- 5．今回の事故は、放射能や放射線に直接的に関連するものでないことから、原子力事故に係る事故・故障の評価尺度の観点からは軽微な事象に相当するものと考えられるものの、死傷者が発生したことを重く受け止め、原因が究明された段階で、必要に応じ、他の同種の原子炉についても安全の点検を行うべきである。
- 6．原子力安全委員会としては、事故原因の究明と再発防止策に係る規制行政庁の検討を見守りつつ、中間的であっても調査結果がある程度明らかになったところで、報告を求めることとする。また、事故原因如何によっては、委員会自ら調査活動を行うことを検討する。

原子力安全委員会の当面の施策の基本方針 について

平成16年9月13日
原子力安全委員会決定

趣旨

原子力安全委員会（以下、「委員会」という。）は、株式会社ジェー・シー・オーのウラン加工工場における臨界事故を受け、平成12年1月「原子力安全委員会の当面の施策の基本方針」を決定した。委員会は、この決定を基に、安全確保の向上のための諸施策を実施するとともに、緊急課題に対する所要の対応を行い、我が国における原子力の安全確保活動の一層の向上に努めてきた。

これら、事故・緊急時対応を含めた諸施策については、所期の内容をほぼ実施しつつある一方、近年の安全確保に係る状況を踏まえると、安全規制の更なる充実を図る新たな段階に來ていると考えられることから、委員会は新たな当面の施策の基本方針を定めることとした。

従来から、我が国における原子力の安全確保は、原子力活動に伴う国民の健康や社会環境に及ぼす潜在的危険性（リスク）を十分低く抑えることを基本とし、多重防護の原則の適用や品質保証の徹底等が図られてきた。委員会は、こうした方向を一層推進することが我が国の原子力安全確保活動の基本と考えるが、本基本方針検討過程の平成16年8月9日の関西電力株式会社美浜発電所3号機における事故（以下「美浜3号機事故」という。）では、11名の死傷者が発生した。原子炉運転中に、原子炉建屋の外とはいえ、死傷者が発生したことは、我が国初の事態であり、極めて残念、かつ憂慮されるべき事態であった。全ての原子力関係者は、死傷者が発生したことを重く受け止めなければならず、委員会としても、今回の事故から得られる教訓を安全確保活動に十分に活かさなければならない。

以上を踏まえ、委員会は、次に掲げる3項目を基軸として、本方針の内容を取りまとめる。

- （1）現行の安全確保活動：諸活動の質の向上・充実強化
- （2）将来を見通した活動：安全規制システムの一層の高度化
- （3）安全確保の基盤強化

なお、本方針では当面3年程度を念頭に取り組む事項とともに、長期的な視点に立ち着実に検討を進めるべき課題も併せて示すこととした。これらの事項の検討に当たっては、原子力の安全確保に係る事項が国際的な広がりの中で検討されている状況をも十分踏まえ、従来以上に国際的な動向に積極的に対応していくこととする。

当面の施策の基本方針

1．現行の安全確保活動：諸活動の質の向上・充実強化

(1) 安全確保活動の質の向上

規制調査の充実

規制行政庁の規制活動をより効果的に監視・監査する観点、規制活動の継続的な品質の向上を図る観点、安全規制の高度化を目指す観点等から、平成16年度中に新たな調査手法を確立するとともに、規制調査活動の実施要領等を逐次策定し、規制調査の充実を図る。

さらに、規制調査での成果を踏まえ、効果的な安全規制システム構築等を念頭に置いて、我が国の安全規制の課題について委員会としての考え方を取りまとめるため、必要な検討を行う場を平成16年度内を目途に設ける。(2(3) 参照)

安全審査指針類の整備

委員会が行う安全審査の基礎をなす安全審査指針類について、個別事項の技術的な見直しとともに、指針類全体の体系的な整備を、関係学協会等との連携を図りつつ、計画的に実施する。具体的には、以下の事項について調査審議を行い、その成果を取りまとめる。

指針体系化の推進については、リスク情報の活用等、国内外の最近の動向をも踏まえつつ、多重防護、ALARA (as low as reasonably achievable) の原則等、我が国としての安全確保・安全規制の基本的考え方を、平成16年度内を目途に改めて整理・明確化する。これとともに、民間指針等の策定状況を踏まえ、指針類のうち「手引き」等についての取扱いを検討し、指針類の体系化に努める。

個別指針等の見直しについては、現行指針の再確認作業を進め、新たに定める必要のある指針類を特定し、順次、指針化作業を図るとともに、最新の科学技術的知見や学協会基準等に照らし、必要な指針類の見直しを行う。

監視・監査機能の充実

委員会の行う監視・監査活動が、継続的に質の高い信頼性のある公正な業務プロセスとなるよう、また併せて自らの活動の透明性と、活動記録の事後的な確認可能性(トレーサビリティ)の継続的向上等を目指し、ISO・9001の認証を取得する。具体的には、平成17年度内を目途に規制調査業務を単位とする認証取得を目指し、その後委員会全体に展開する。

放射線防護対策の充実

今後3年程度の間において、まず、放射線利用の現場における放射線管理の実態を詳細に把握し、放射線防護専門部会における評価を踏まえ、必要に応じ関係行政機関等への提言を行う。さらにまた、我が国の原子力発電所における放射線業務従事者の集団線量が国際的な実績に比して相対的に高いとされていることから、同従事者の被ばくについて、その実態を精査、評価し、必要に応じ関係行政機関等への提言を行う。

(2) バックエンド分野等の安全確保の充実

再処理

再処理施設安全調査プロジェクトチームが平成16年4月に取りまとめた、日本原燃㈱六ヶ所再処理施設に係るウラン試験における安全確保上考慮すべき事項について、適切に実施されていることを確認する。また、使用済燃料を用いた総合試験段階において安全確保上考慮すべき事項の検討を行い、総合試験前に意見・見解を取りまとめるとともに、操業開始前には、総合試験段階において摘出された安全確保上考慮すべき事項の検討を行い、意見・見解を取りまとめる。

高レベル放射性廃棄物処分

特定放射性廃棄物処分安全調査会において、高レベル放射性廃棄物処分にかかる安全確保に必要な安全審査指針策定に向け、「高レベル放射性廃棄物の処分に係る安全規制の基本的考え方について（第1次報告）」（平成12年11月）で言及されている項目について研究開発等の状況を把握、整理し、今後の方向性を検討する。平成17年度内を目途に、基本的考え方の見直しを行う。

余裕深度処分等

放射性廃棄物・廃止措置専門部会において、研究所等から発生する放射性廃棄物の浅地中処分の安全規制に関する基本的考え方を平成16年度内を目途に取りまとめる。また、炉内構造物等の低レベル放射性廃棄物の埋設処分について、安全審査指針や放射線防護基準についての検討等を進め、今後2年程度で取りまとめる。

廃止措置

放射性廃棄物・廃止措置専門部会において、運転を終了した原子炉施設の安全規制に係る規制調査の成果の取りまとめを踏まえ、その後1年程度で規制の在り方等について取りまとめる。

クリアランスレベル

放射性廃棄物・廃止措置専門部会において、委員会が取りまとめた原子炉施設等のクリアランスレベル（放射性廃棄物として規制しないレベル）に関する考え方について、最近の国際原子力機関（IAEA）における検討の動向等を踏まえ反映すべき事項の有無を含め検討を行い、平成16年度内を目途に検討結果を取りまとめる。

(3) 事故・故障対応、防災対応等の充実

事故・故障情報の収集と分析

平成16年度内を目途に、国内外の原子力施設で発生した主要な事故・故障に関する情報、特に再発事象、経年化事象に係る情報を重点的に収集・整理するとともに、原子力施設の安全確保上重要と考えられる事象を抽出する。その結果等を踏まえ、原子力事故・故障分析評価専門部会において、我が国の安全確保対策に反映すべき事項を検討し、平成17年度に必要な提言を行う。

特に、平成16年8月9日に起きた美浜3号機事故については、原子力事故・故障分析評価専門部会の美浜3号機2次系配管事故検討分科会における多面的な調査検討結果を踏まえ、今回の事故から得られる教訓を今後の安全確保の活動に十分に反映させること

とする。

また、放射性物質及び放射線の利用に関係した事故やトラブルについても、情報の把握のあり方等について検討を行う。

原子力防災対策等の充実

原子力防災分野に係る安全研究の成果を活用するとともに、IAEA等の国際機関や諸外国における防災分野の取組みも参考に、我が国の防災体系を検証し、この分野において委員会に課された役割の遂行に万全を期す。

具体的には、今後、IT技術を活用した緊急時における情報収集システムの充実強化を図る（平成16～17年度）とともに、事故後の災害復旧に係る長期的対策、線量評価・障害低減化（体内除染等）・治療技術に関する安全研究の成果等について検討、検証を行う。また、IAEAにおけるガイドラインの策定の動きや、諸外国における防災・被ばく医療の取組みについて、情報を収集し、必要に応じ、防災に関する指針を改訂すること等により、原子力災害対策の実効性の更なる向上を図る。

緊急被ばく医療については、原子力施設等防災専門部会において、「緊急被ばく医療のあり方について」の取りまとめ、及び「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）の改訂（平成15年7月）を踏まえ進められている、地域における緊急被ばく医療体制の整備や、関係機関のネットワーク構築の進捗状況を平成17年度内を目途に調査し、評価結果を平成18年度内を目途に取りまとめる。

また、平成16年6月に成立した「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」により規定された委員会の技術的助言に関し、委員会が適切に実施できるよう、常日頃より情報収集等を行う。

2．将来を見通した活動：安全規制システムの一層の高度化

（1）安全目標の確立

「安全目標に関する調査審議状況の中間とりまとめ」（平成15年12月）に基づき、安全目標専門部会において、安全目標案の社会定着に係る活動、実用発電用原子炉に係る確率論的安全評価（PSA：Probabilistic Safety Assessment）手法のレビューを含む性能目標の検討等を平成17年度内を目途に実施し、成果を得る。

いわゆるレベル3PSAの結果の検討や地震などの外的事象の考慮等については、関連する安全研究の成果をも踏まえつつ検討を行う。

なお、安全目標案の安全規制システムへの適用に関する検討は、次項「リスク情報の活用」に関する検討の成果を踏まえ、改めて検討する。

（2）リスク情報の活用

リスク情報を活用した安全規制システムのあり方については、リスク情報を活用した安全規制の導入に関するタスクフォースにおいて、委員会、規制行政庁、事業者、学協会等のそれぞれの取組みの役割分担と相互の連携のあり方の検討、これら各機関並びに他産業

及び他国の取組み状況の調査を行う。

具体的な調査審議に当たっては、まず発電用軽水冷却型原子炉施設を中心的な検討対象とするが、その他の原子力施設についても必要に応じ適宜調査審議する。同タスクフォースは、平成18年度内を目途に各機関の取組み状況を評価し、委員会はその評価結果を踏まえ、関連する指針類の整備等、その後の進め方を決定する。

(3) 安全規制体系の方向性の検討

原子力安全規制法体系の検討

原子力施設の高経年化、廃止措置、放射性廃棄物処分に係る課題の顕在化等、現行原子力安全規制法体系が原子力活動の開始当初必ずしも十分には予見していなかった事項を念頭に、リスク情報の活用等最新の科学技術的知見をも踏まえ、法令間の連携・整合を含め、原子力安全に係る法体系の俯瞰的な検討に着手する。

パフォーマンス指標の検討

上記2(2)(リスク情報の活用)の検討状況等を踏まえつつ、規制行政庁に対し、技術的な安全に係るいわゆるパフォーマンス指標の整備に向けた取組みを促し、発電用軽水冷却型原子炉施設の健全性を具体的に明らかにするよう(例えば、個別原子炉のパフォーマンス評価を公表する等)求める。

3. 安全確保の基盤強化

(1) 安全研究の推進

「原子力の重点安全研究計画」取りまとめを踏まえ、原子力安全研究専門部会の場を活用し、委員会及び規制行政庁のニーズと研究実施機関の具体的活動との橋渡し機能の充実を図る等、同計画でまとめられた安全研究推進体制の実効性を高める。このニーズの検討は、当面、日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の統合により設立される予定の新法人の中期目標、中期計画の策定に資することを念頭に、平成16年度中に行う。また、平成19年度内を目途に同計画に基づく安全研究活動について、安全研究を推進する観点から評価を行う。

(2) 人材の養成・確保

原子力安全の分野に他の産業分野の有能な人材が参入しやすい環境を整備する等、原子力安全を支える人材を計画的に養成・確保するよう関係方面に要請するとともに、委員会自らも原子力の安全確保活動、安全研究に功績があった者を顕彰する等、人材の養成・確保の動機づけに必要な施策を検討する。

(3) 安全文化の醸成

今後とも、原子力安全委員による「安全文化意見交換会」を継続的に実施する。その成果を踏まえ、各事業実施主体が自らの安全文化を評価することが可能となるガイドラインの検討を行う。その検討成果に基づき、IAEA等における安全文化の指標化に関する検討に積極的に貢献する。

(4) 透明性、トレーサビリティの確保

「原子力安全に係る透明性の確保に向けた電気事業者の取組みについて」(平成15年6月)に基づき、広報活動の延長としてではなく、原子力活動の透明性とトレーサビリティを一層向上させる観点から、その実施状況を確認し、必要な指摘等を行う。さらに、同様の観点から、核燃料サイクル関係事業者における状況についても調査し、必要な指摘等を行う。

また、委員会としても、自らの活動に関する透明性、トレーサビリティを向上させる観点から、引き続き情報公開に係る委員会決定「原子力安全委員会における情報公開等について」(平成16年5月)を履行する。

(5) 国際対応の拡充

IAEA等国際的な原子力安全の動向を確認し対応していくのみならず、我が国が国際的な原子力安全を巡る動向に積極的に対応していくため、関係各省と連携し、我が国全体としての原子力安全確保に係る情報収集、分析体制を整える。

特に、放射線防護分野については、今後1年程度の間、国際放射線防護委員会(ICRP)の新勧告案の動向を把握しつつ、関係機関と連携し、適時、的確な対応を図る。

(6) 社会とのコミュニケーションの推進

安全目標やリスク情報の活用に関する事項など、委員会の施策の中でも、当面特に一般社会との関係性を重視すべき事項について、原子力安全シンポジウム等を開催し、一般の人々との対話を通し、また学協会の場合における専門家との討論等を通して、社会とのコミュニケーションを一層密にする。

その他

本基本方針に基づく施策の実施状況については、外部有識者等の意見を踏まえつつ、その達成状況を評価、確認していくものとする。

また、本基本方針についても、原子力安全を巡る今後の内外の諸動向を踏まえ、必要に応じ適宜見直しを図るものとする。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案の 閣議決定にあたって

平成16年10月12日
原子力安全委員会決定

本日、独立行政法人日本原子力研究開発機構法案が閣議で決定され、第161回臨時国会において法案の審議が行われる見通しとなった。

同法律案による独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下、機構という）は、我が国の原子力研究開発を総合的に実施する独立行政法人として、自らの施設の安全確保については我が国の原子力の安全確保活動の模範となるよう万全を期すとともに、原子力の安全確保に関する我が国全体の研究開発活動を牽引する重要な役割を担っている。文部科学省及び経済産業省はこうした機構の重要な責任と役割が遺憾なく果たされるよう、今後とも条件整備を図るべきである。

このような機構の役割に鑑み、原子力安全委員会は平成14年5月、平成15年6月に意見を示してきたところであり、これらの意見については、文部科学省の原子力二法人統合準備会議の報告書（平成15年9月）において、機構設立の際の「基本理念」や「新法人の業務とその推進の方向」などに反映され、今回の法案も原子力安全委員会の考え方を踏まえたものと理解する。

本法案に関連し、原子力安全委員会としては、独立行政法人通則法により主務大臣が定める中期目標が、原子力安全委員会の原子力の安全確保に関する基本政策に基づいたものとなっているか確認するため、文部科学省及び経済産業省に適宜説明を求め、必要に応じて意見を述べていく。

また機構の多様な原子力活動について、安全確保活動を万全の体制で行うことを改めて求めるとともに、規制当局の規制活動を監視・監査していく。

原子力安全委員会は、本法律案により設立を予定する機構が、原子力の安全確保に関する研究開発活動をはじめ、我が国の原子力安全にかかる活動に対する中心的役割を今後とも果たすよう、文部科学省及び経済産業省に求める。

関西電力株式会社美浜発電所3号機二次系 配管事故について

平成16年10月21日
原子力安全委員会決定

平成16年8月9日の関西電力株式会社美浜発電所3号機二次系配管事故は、5名の方が尊い命を失い、また6名の方が負傷するという、きわめて残念で痛ましい事故であった。原子力に携わる者一人ひとりが、本事故が意味するところを深刻に受け止め、今回の事故を今後の原子力安全確保に向けた重い教訓としなければならない。

原子力安全委員会（以下、「当委員会」という。）では、事故直後の8月11日、委員等を現地に派遣するとともに、同月13日、原子力事故・故障分析評価専門部会の下に美浜発電所3号機2次系配管事故検討分科会（以下、「分科会」という。）を設置し、分科会において、事故の原因究明や再発防止に向けた取組及び中期的な観点からの今後の安全規制への反映事項等について検討を進めてきた。

原子力安全・保安院（以下、「保安院」という。）は、規制行政庁として、事故発生の原因及び再発防止対策等について調査等を行い、9月27日に、美浜発電所3号機二次系配管破損事故調査委員会において「関西電力株式会社美浜発電所3号機二次系配管破損事故に関する中間とりまとめ」を公表し、これまでの調査結果をまとめるとともに、これを踏まえ、同日、再発防止等に係る一連の対策を発表したところである。

当委員会は、本日、分科会より、保安院の中間とりまとめ等に係る評価及び分科会としての見解に関する中間報告を受けた。

分科会の中間報告では、保安院の中間とりまとめとそれを踏まえた対応に関し、次のような評価を行っている。

- （1）保安院の中間とりまとめは、今後、速やかに規制行政庁として取組むべき課題を明らかにするとの観点から、同院の事故調査委員会での議論をもとに、これまでの調査結果を中間的に整理したものであり、破損現象の技術的解明等にはなお調査期間を要するものの、再発防止に向けた取組を優先するとの立場から、このような中間とりまとめを速やかに公表したことは適切である。
- （2）事故発生の直接的原因が関西電力株式会社の保守管理システムの欠陥にあったことを明らかにした上で、当面の改善策を具体的に示すなど、中間とりまとめの基本的方向性は妥当である。
- （3）保安院は、中間とりまとめを踏まえ、主要機器・配管の構造強度に係る計画的検査を省令改正により明確化し、配管管理指針を国の判断基準として位置付ける等、規制行政庁としての対策を発表しており、同種事故の再発防止に向けた当面の取組として適切である。

また、分科会の中間報告では、安全確保に係る品質保証体制の充実・強化、規制調査の活用、高経年化に対する予防保全の積極的な取組、事業者の安全文化の一層の醸成等の再

発防止に向けた取組及び今後の課題について、現時点での見解を示している。

こうした分科会の検討にあたっては、原子力安全委員会委員もその議論に参画しており、ここで示された分科会の意見は、当委員会としても妥当と判断する。

以下、これらの経緯を踏まえた現時点での当委員会の見解及び当面の取組を示す。

1．規制調査の強化

(1) 肉厚管理に係る規制調査

規制行政庁の検査制度は、シュラウドのひび割れ問題等を契機に、平成15年10月以降、技術基準適合性を直接検査するよりもむしろ、事業者の検査過程や体制の妥当性を監査するという、いわゆる監査型のものに移行しつつある。今回の事故が、点検リストへの記載漏れという事業者の検査体制の欠陥に起因していたことを勘案すれば、規制行政庁は、この監査型検査制度の徹底を図ることが重要である。

今回の保安院の対応により、二次系配管の肉厚管理の定期事業者検査の項目としての位置づけ及び規制行政庁による定期安全管理審査との関連がより明確にされる。当委員会は、本事故の重大性に鑑み、今後の規制調査において、肉厚管理に係る審査・検査の状況に特に重点を置いて調査することとし、その際、技術基準適合性に関する観点よりも、事業者の検査体制とそれに対する規制行政庁の審査・検査方法に着目して調査する。特に、事業者の検査体制における責任の所在等を、審査に当たる検査官が確認する際の指針等の整備状況など、監査型規制に必要な手続きの妥当性に関し、規制調査を行う。

(2) 保守管理システムの向上に係る規制調査

肉厚管理は、原子炉の保守管理システムの中の重要な項目のひとつである。この保守管理システムは、事業者の日常的な品質保証活動の一環として、安全確保の観点から常に見直され、向上して行くべきものである。この向上を目指す事業者の取組が規制行政庁によって奨励され、また、その過程が社会に対し透明さを有し、それを通じて事業者が社会に対する説明責任を果たすことが重要である。当委員会としては、この観点から、保守管理システムの向上に係る規制行政庁の対応に特に着目して規制調査を行う。

2．ヒューマンエラー対策の具体化

再発防止に係る対策を考える上で、点検項目のリストへの記載漏れやチェック漏れ等のヒューマンエラーは常に起こりうるとの認識が必要である。保安院の中間とりまとめでは、点検リストの作成及び統一的管理の必要性を、品質保証及び保守管理面での対応の第1項目に掲げ、その具体的な対策として配管系統図の電子化等により保守管理上の点検を確実にを行うシステムの構築の必要性を指摘している。当委員会は、これまでも規制調査等で同主旨の指摘を行ってきており、事業者はこのようなシステムの構築に優先的に取り組むべきと考える。

保安院においては、中間とりまとめの指摘に従って、ヒューマンエラーによる問題発生防止の観点から、このような具体的な対策への積極的な取組を事業者に対して広く求めていくことが必要である。

3．事業者による安全確保活動の透明化の徹底

安全確保の第一義的責任は事業者が担っており、安全に直接関わる重要な保守管理・点検業務は、基本的には、すべて事業者の責任の下で行うべきであるとの認識が事業者に不可欠である。このような認識の下、当委員会は、平成15年6月、事業者に対し原子力安全に係る情報の透明性の一層の向上と、説明責任の完遂を改めて求めるため、「原子力安全に係る透明性の確保に向けた電気事業者の取組みについて」を決定している。

本事故の発生原因が、事業者の保守及び運転管理体制の不備にあったことを踏まえ、当委員会は、ここに改めて事業者に対し、原子炉施設における運転管理段階の安全確保に万全を期すために、原子力発電所の保守及び運転管理における請負業者等を含めた、すべての安全確保活動の透明性の確保と追跡可能性の確保が図られる体制を一層強化するように求める。

4．安全文化の醸成

安全確保のための活動は、形式的なものに終わらせてはならない。その組織的な活動は、状況に安住した瞬間から崩壊が始まること、それを防ぐのは、トップから現場作業者に至るまですべての者が、現状を不断に問い直す姿勢を持つことによつてのみ可能であることを、すべての原子力関係者は再認識すべきである。このため、当委員会は、安全文化醸成に係る事業者のトップマネジメントのみならず、請負業者をも含むすべての責任者との安全文化意見交換会を速やかに実施し、安全文化の徹底と醸成に努めることとする。

5．高経年化への対応

我が国の多くの原子炉施設が運転開始後20年以上を経過していることから、事故発生の原因となった肉厚管理問題への対応も含め、高経年化への対応に係る安全研究を重点的に推進し、その成果を共有することが重要である。そのため、当委員会は、国内外でこれまで実施されてきた高経年化への対応に関する様々な研究成果等について原子力安全研究専門部会の下で検討し、安全規制等に反映すべき事項等を摘出するとともに、重点安全研究として実施すべき研究課題については、関係機関等の協力を得て、安全研究の推進を図る。

なお、肉厚管理については、今回の事故と同類の事例が発生した当時、我が国でも、事業者自らが管理指針を策定したにもかかわらず、その重要性に対する意識が時間の経過とともに薄れ、風化してしまったことが事故発生の一因であった。このことを踏まえ、本事故に関するもののみならず、安全確保に係る国内外の知見を、原子力に携わる者で共有し、常に水平展開を図る姿勢が重要である。そのため、当委員会は、本事故の原因となった減肉現象に限らず、高経年化等に係る事例等について、安全確保の観点から安全規制に反映させるべき事項等について検討する。

6．従業員の安全の確保

原子炉施設の安全確保は、原子力という特殊性に鑑み、放射線障害の防止の観点から、

多重の防護が行われるよう体系付けられている。このことは、原子力以外の一般の施設と同様、従業者の労働災害分野共通の安全確保策の重要性を何ら減ずるものではない。むしろ、事業者は、一般の労働災害への対応についても、原子炉施設の中での災害であることを認識し、他の施設にも増してより高い意識を持って、安全確保対策を取るべきものである。

本事故は、原子炉施設における労働災害、とくに請負業者の従業者の安全確保への取組の重要性を再認識させるものである。施設の運転管理に責任を有する事業者自らが、原子炉施設全体のリスクの所在について明確にするとともに、従業者の安全を確保するという基本に係る取組状況を再点検し必要な対策を行うべきである。

併せて、本事故の経緯を踏まえ、被災者に対する応急医療措置等の過程で、必要な情報が適切に伝わるよう体制を整えることが重要である。

以上の観点から、当委員会としても、事業者における取組が適切になされているかを注視し、必要に応じ報告を求める等の対応を行っていくこととする。

原子力安全委員会の安全審査指針類

安全審査指針類		現行指針策定年月日*()内は当初策定日
指針類		
1. 発電用軽水型原子炉施設などに関するもの		
(1) 立地		
原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて		平成元年3月27日(昭和39年5月27日)
(2) 設計		
発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針		平成13年3月29日(平成2年8月30日)
発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針		平成2年8月30日
発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針		平成13年3月29日(昭和56年7月20日)
発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針		平成14年9月30日(昭和56年11月6日)
発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針		平成2年8月30日(昭和56年7月23日)
放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方		昭和56年9月28日
(3) 安全評価		
発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針		平成13年3月29日(平成2年8月30日)
発電用加圧水型原子炉の炉心熱設計評価指針		平成12年8月28日(昭和63年4月21日)
軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価指針		平成4年6月11日(昭和56年7月20日)
発電用軽水型原子炉施設の反応度投入事象に関する評価指針		平成2年8月30日(昭和59年1月19日)
BWR・MARKI型格納容器圧力抑制系に加わる動荷重の評価指針		平成2年8月30日(昭和62年11月5日)
BWR・MARKII型格納容器圧力抑制系に加わる動荷重の評価指針		平成2年8月30日(昭和56年7月20日)
発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針		平成13年3月29日(昭和57年1月28日)
(4) 線量目標値		
発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針		平成13年3月29日(昭和50年5月13日)
発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針		平成13年3月29日(昭和51年9月28日)
発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針		平成13年3月29日(昭和53年9月29日)
2. 試験研究炉、高速増殖炉、新型転換炉、原子力船などに関するもの		
(1) 試験研究炉に関するもの		
水冷却型試験研究用原子炉施設に関する安全設計審査指針		平成13年3月29日(平成3年7月18日)
水冷却型試験研究用原子炉施設の安全評価に関する審査指針		平成13年3月29日(平成3年7月18日)
(2) 高速増殖炉に関するもの		
高速増殖炉の安全性の評価の考え方		平成13年3月29日(昭和55年11月6日)
プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について		平成13年3月29日(昭和56年7月20日)
(3) 新型転換炉に関するもの		
新型転換炉実証炉の安全性の評価の考え方		平成2年8月30日(昭和63年6月9日)
(4) 原子力船に関するもの		
原子力船運航指針及びその適用に関する判断のめやすについて		平成元年3月27日(昭和45年11月12日)
(5) 解体・廃止措置に関するもの		
原子炉施設の解体に係る安全確保の基本的考え方		平成13年8月6日(昭和60年12月19日)
3. 核燃料サイクル施設に関するもの		
(1) 核燃料サイクル施設に関するもの		
核燃料施設安全審査基本指針		平成13年3月29日(昭和55年2月7日)
ウラン加工施設安全審査指針		平成13年3月29日(昭和55年12月22日)
特定のウラン加工施設のための安全審査指針		平成13年3月29日(平成12年9月25日)
ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針		平成14年4月11日
金属製乾式キャスクを用いる使用済燃料中間貯蔵施設のための安全審査指針		平成14年10月3日
再処理施設安全審査指針		平成13年3月29日(昭和61年2月20日)
核燃料施設の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について		平成13年3月29日(昭和58年5月26日)
(2) 廃棄物に関するもの		
放射性廃棄物埋設施設の安全審査の基本的考え方		平成13年3月29日(昭和63年3月17日)
廃棄物管理施設の安全性の評価の考え方		平成元年3月27日
4. 技術的能力に関するもの		
原子力事業者の技術的能力に関する審査指針		平成16年5月27日

安全審査指針類		現行指針策定年月日 *()内は当初策定日
専門部会報告書等		
1. 原子力安全基準専門部会報告書		
ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設に対する仮想的な臨界事故の評価について		平成14年4月11日
使用済燃料中間貯蔵施設における金属製乾式キャスクとその収納物の長期健全性について		平成14年10月3日
2. 原子炉安全基準専門部会報告書		
(1) 設計		
発電用軽水型原子炉の燃料設計手法について		昭和63年5月12日
配管の破断に伴う「内部発生飛来物に対する設計上の考慮」について		平成4年3月26日
原子力発電所内の使用済燃料の乾式キャスク貯蔵について		平成13年3月29日(平成4年8月27日)
沸騰水型原子炉に用いられる9行9列型の燃料集合体について		平成6年3月3日
発電用軽水型原子炉施設に用いられる混合酸化物燃料について		平成7年6月19日
改良型沸騰水型原子炉における混合酸化物燃料の全炉心装荷について		平成13年3月29日(平成11年6月28日)
(2) 安全評価		
「燃料被覆管は機械的に破損しないこと」の解釈の明確化について		平成2年8月30日(昭和60年7月18日)
軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価に用いる崩壊熱データについて		平成4年6月11日
発電用軽水型原子炉施設の反応度投入事象における燃焼の進んだ燃料の取扱いについて		平成10年4月13日
「プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価に必要なプルトニウムに関するめやす線量について」の適用方法などについて		平成13年3月29日(平成10年11月16日)
(3) 線量目標値		
発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について		平成13年3月29日(平成元年3月27日)
被ばく計算に用いる放射線エネルギー等について		平成13年3月29日(平成元年3月27日)
(4) その他		
発電用軽水型原子炉施設におけるシビアアクシデント対策としてのアクシデントマネジメントについて		平成4年5月28日
3. 核燃料安全基準専門部会報告書		
ウラン加工施設に対する運転管理等における重要事項		平成12年9月25日
4. 放射性廃棄物安全規制専門部会報告書		
海外再処理に伴う返還廃棄物の安全性の考え方等について		平成13年3月29日(昭和62年8月27日)
5. 原子炉安全専門審査会内規		
(1) 設計		
沸騰水型原子炉に用いられる8行8列型の燃料集合体について		昭和49年12月25日
加圧水型原子炉に用いられる17行17列型の燃料集合体について		昭和51年2月16日
沸騰水型原子炉の炉心熱設計手法及び熱的運転制限値決定手法について		昭和51年2月16日
沸騰水型原子炉の炉心熱設計手法及び熱的運転制限値決定手法の適用について		昭和52年2月23日
原子力発電所の地質、地盤に関する安全審査の手引き		昭和53年8月23日
(2) 安全評価		
取替炉心検討会報告書		昭和52年5月20日
6. 防災・環境に係るもの		
(1) 防災に関するもの		
原子力施設等の防災対策について		平成13年6月11日(昭和55年6月30日)
緊急時環境放射線モニタリング指針		平成13年3月29日(昭和59年6月21日)
再処理施設周辺の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲について		平成13年3月29日(平成6年9月22日)
(2) 環境に関するもの		
環境放射線モニタリングに関する指針		平成13年3月29日(平成元年3月30日)

公開ヒアリング開催実績

1. 第1次公開ヒアリング開催実績一覧

対象施設	開催年月日	開催場所	当該市町村	陳述人	傍聴人 (一般)	炉型・出力
東京電力㈱ 柏崎刈羽原子力発電所 2、5号炉	S55.12.4(木)	新潟県柏崎市 柏崎市武道館	柏崎市、刈羽村、長岡市、越路町、出雲崎町、高柳町、小国町、西山町、大島村、柿崎町、吉川町	20名	294名 (252名)	BWR. 各110万kW
中国電力㈱ 島根原子力発電所 2号炉	S56.1.28(水)	島根県八束郡鹿島町 鹿島町武道館	鹿島町、松江市、島根町	20名	273名 (231名)	BWR. 82万kW
東北電力㈱ 巻原子力発電所 1号炉	S56.8.28(金)	新潟県西蒲原郡巻町 巻町営体育館	巻町、新潟市、岩室村、吉田町、西川町、潟東町、中之口町	20名	369名 (312名)	BWR. 82.5万kW
北海道電力㈱ 泊発電所 1、2号炉	S56.12.9(水)	北海道古宇郡泊村 旧泊中学校体育館	泊村、共和町、岩内町、神恵内村	20名	295名 (246名)	PWR. 各57.9万kW
九州電力㈱ 玄海原子力発電所 3、4号炉	S57.7.16(金)	佐賀県唐津市 唐津市都市青年の家 体育館	玄海町、唐津市、鎮西町、呼子町、肥前町	24名	427名 (360名)	PWR. 各118万kW
四国電力㈱ 伊方発電所 3号炉	S57.11.18(木)	愛媛県西宇和郡伊方町 町見体育館	伊方町、八幡浜市、保内町、瀬戸町、三崎町	24名	608名 (507名)	PWR. 89万kW
関西電力㈱ 大飯発電所 3、4号炉	S59.11.16(金)	福井県大飯郡大飯町 総合町民福祉センター	大飯町、小浜市、名田庄村、高浜町、綾部市	24名	415名 (360名)	PWR. 各118万kW
東京電力㈱ 柏崎刈羽原子力発電所 3、4号炉*1	S60.1.10(木) ~2.8(金)		柏崎市、刈羽村、長岡市、越路町、出雲崎町、高柳町、小国町、西山町、大島村、柿崎町、吉川町	73名 (意見提出)		BWR. 各110万kW
中部電力㈱ 浜岡原子力発電所 4号炉	S61.8.5(火)	静岡県小笠郡浜岡町 浜岡町町民会館	浜岡町、御前崎町、相良町、小笠町、大東町	25名	529名 (450名)	BWR. 113.7万kW
北陸電力㈱ 能登原子力発電所 1号炉	S61.9.3(水)	石川県羽咋郡志賀町 志賀町文化福祉会館	志賀町、羽咋市、富来町、田鶴浜町、鳥屋町、中島町、鹿西町	20名	428名 (370名)	BWR. 54万kW
東北電力㈱ 女川原子力発電所 2号炉	S61.12.2(火)	宮城県牡鹿郡女川町 女川町総合体育館	女川町、石巻市、河北町、雄勝町、牡鹿町	20名	321名 (273名)	BWR. 82.5万kW
東京電力㈱ 柏崎刈羽原子力発電所 6、7号炉	S62.11.29(日)	新潟県新潟市 新潟県庁	柏崎市、刈羽村、長岡市、越路町、出雲崎町、高柳町、小国町、西山町、大島村、柿崎町、吉川町	14名	189名 (162名)	ABWR. 135.6万kW
東北電力㈱ 女川原子力発電所 3号炉	H5.11.25(火)	宮城県牡鹿郡女川町 女川町総合体育館	女川町、石巻市、河北町、雄勝町、牡鹿町	20名	350名 (294名)	BWR. 82.5万kW
東北電力㈱ 東通原子力発電所 1号炉	H8.4.17(水)	青森県下北郡東通村 東通村体育館	東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村	24名	320名 (240名)	BWR. 110万kW
北陸電力㈱ 志賀原子力発電所 2号炉	H8.11.21(木)	石川県羽咋郡志賀町 能登ロイヤルホテル	志賀町、羽咋市、富来町、田鶴浜町、鳥屋町、中島町、鹿西町	20名	357名 (279名)	ABWR. 135.8万kW
中部電力㈱ 浜岡原子力発電所 5号炉	H8.12.18(水)	静岡県小笠郡浜岡町 浜岡町町民会館	浜岡町、御前崎町、相良町、大東町、小笠町	20名	553名 (470名)	ABWR. 138万kW
中国電力㈱ 島根原子力発電所 3号炉	H10.11.11(水)	島根県八束郡鹿島町 鹿島町町民会館	鹿島町、松江市、島根町	20名	294名 (250名)	ABWR. 137.3万kW
電源開発㈱ 大間原子力発電所	H10.12.17(木)	青森県下北郡大間町 北通り総合文化センター「ウイング」	大間町、風間浦村、佐井村、大畑町	21名	305名 (250名)	ABWR. 138.3万kW
北海道電力㈱ 泊発電所3号炉	H11.6.2(水)	北海道古宇郡泊村 泊村公民館	泊村、共和町、岩内町、神恵内村	24名	328名 (266名)	PWR 91.2万kW
中国電力㈱ 上関原子力発電所 1、2号炉	H12.10.31(火)	山口県熊毛郡上関町 上関町民体育館	上関町、柳井市、平生町	20名	453名 (400名)	ABWR 各137.3万kW
日本原子力発電㈱ 敦賀発電所 3、4号炉	H14.2.22(金)	福井県敦賀市 敦賀市民文化センター	敦賀市、今庄町、河野村、美浜町、余呉町、西浅井町、マキノ町	20名	986名 (800名)	APWR 各153.8万kW
東京電力㈱ 東通原子力発電所 1、2号炉	H15.11.19(水)	青森県下北郡東通村 東通村体育館	東通村、むつ市、六ヶ所村、横浜町	15名	267名 (197名)	ABWR 各138.5万kW

2. 第2次公開ヒアリング開催実績一覧

対象施設	開催年月日	開催場所	当該市町村	陳述人	傍聴人 (一般)	炉型・出力
関西電力㈱ 高浜発電所 3、4号炉	S55.1.17(木)	福井県高浜町立中央セ ンター	高浜町、大飯町、舞鶴市、綾部市	16名	156名 (120名)	PWR. 87万kW
東京電力㈱ 福島第二原子力発電所 3、4号炉	S55.2.14(木)	福島県福島市蒲田町 卸町総合センター	富岡町、大熊町、楢葉町、川内村、 その他県内(10%)	20名	312名 (230名)	BWR. 110万kW
九州電力㈱ 川内原子力発電所 2号炉	S55.7.17(木)	鹿児島県川内市民会館	川内市、阿久根市、串木野市、東郷町、 樋脇町、里村、上甕村、下甕村、鹿島 村	20名	872名 (800名)	PWR. 89万kW
日本原子力発電㈱ 敦賀発電所 2号炉	S55.11.20(木)	福井県敦賀市 敦賀市民文化センター	敦賀市、美浜町、河野村、今庄町、西 浅井町、マキノ町、余呉町	20名	869名 (800名)	PWR. 116万kW
中部電力㈱ 浜岡原子力発電所 3号炉	S56.3.19(木)	静岡県浜岡町町民会館	浜岡町、小笠町、大東町、御前崎町、 相良町	21名	702名 (650名)	BWR. 110万kW
動力炉・核燃料開発事 業団 高速増殖原型炉 もんじゅ	S57.7.2(金)	福井県敦賀市敦賀市民 文化センター	敦賀市、美浜町、河野村、今庄町、西 浅井町、マキノ町、余呉町	20名	934名 (800名)	FBR. 28万kW
東京電力㈱ 柏崎刈羽原子力発電所 2、5号炉*2	S58.1.23(日)	新潟県庁	柏崎市、刈羽村、長岡市、越路町、出 雲崎町、高柳町、小国町、西山町、大 島村、柿崎町、吉川町	28名		BWR. 110万kW
中国電力㈱ 島根原子力発電所 2号炉	S58.5.13(金) 14(土)	島根県立武道館	鹿島町、島根町、松江市	32名	698名 (516名)	BWR. 82万kW
北海道電力㈱ 泊発電所 1、2号炉	S58.12.22(木) 23(金)	北海道古宇郡 旧泊中学校体育館	泊村、共和町、岩内町、神恵内村	27名	296名 (209名)	PWR. 57.9万kW
九州電力㈱ 玄海原子力発電所 3、4号炉	S59.6.18(月)	佐賀県唐津市都市青年 の家体育館	玄海町、唐津市、鎮西町、呼子町、肥 前町	13名	353名 (255名)	PWR. 118万kW
四国電力㈱ 伊方発電所 3号炉	S60.10.4(金)	愛媛県西宇和郡伊方町 町見体育館	伊方町、八幡浜市、保内町、瀬戸町、 三崎町	16名	359名 (264名)	PWR. 89万kW
関西電力㈱ 大飯発電所 3、4号炉*2	S61.11.11(火)	福井県大飯郡大飯町 トレーニングセンター	大飯町、小浜町、名田庄村、高浜町、 綾部市	13名		PWR. 118万kW
東京電力㈱ 柏崎刈羽原子力発電所 3、4号炉*1	S62.1.16(金)		柏崎市、刈羽村、越路町、西山町、小 国町、吉川町、柿崎町、大島村、長岡 市、高柳町、出雲崎町	31名		BWR. 各110万kW
中部電力㈱ 浜岡原子力発電所 4号炉*2	S63.1.26(火)	静岡県原子力広報研修 センター	浜岡町、小笠町、相良町、大東町、御 前崎町	8名		BWR. 113.7万kW
北陸電力㈱ 能登原子力発電所 1号炉	S63.2.24(水)	石川県志賀町文化福祉 会館	志賀町、羽咋市、富来町、田鶴浜町、 鳥屋町、中島町、鹿西町	16名	418名 (320名)	BWR. 54万kW
東北電力㈱ 女川原子力発電所 2号炉	S63.8.25(木)	宮城県女川町総合体育 館	女川町、石巻市、牡鹿町、河北町、雄 勝町	17名	376名 (280名)	BWR. 82.5万kW
日本原燃産業㈱ 六ヶ所低レベル放射性 廃棄物貯蔵センター	H2.4.26(木)	青森県六ヶ所村立総合 体育館	六ヶ所村、三沢市、野辺地町、横浜町、 上北町、東北町、東通村、その他県内	16名	570名 (477名)	
東京電力㈱ 柏崎刈羽原子力発電所 6、7号炉	H2.6.3(日)	新潟県庁	柏崎市、刈羽村、長岡市、越路町、出 雲崎町、高柳町、小国町、西山町、大 島村、柿崎町、吉川町	16名	230名 (203名)	ABWR. 135.6万kW
日本原燃サービス㈱ 六ヶ所事業所 廃棄物管理の事業 再処理の事業	H3.10.30(水)	青森県六ヶ所村立総合 体育館	六ヶ所村、三沢市、野辺地町、横浜町、 上北町、東北町、東通村、その他県内	16名	627名 (508名)	
東北電力㈱ 女川原子力発電所 3号炉	H7.8.24(木)	宮城県女川町総合体育 館	女川町、牡鹿町、石巻市、河北町、雄 勝町	16名	378名 (280名)	BWR. 82.5万kW
東北電力㈱ 東通原子力発電所 1号炉	H9.11.27(木)	青森県下北郡東通村体 育館	東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村	17名	445名 (176名)	BWR. 110万kW
中部電力㈱ 浜岡原子力発電所 5号炉	H10.6.4(木)	静岡県小笠郡浜岡町 町民会館	浜岡町、御前崎町、相良町、大東町、 小笠町	18名	456名 (314名)	ABWR. 138万kW

対象施設	開催年月日	開催場所	当該市町村	陳述人	傍聴人 (一般)	炉型・出力
北陸電力㈱ 志賀原子力発電所 2号炉	H10.10.16(金)	石川県羽咋郡 能登ロイヤルホテル	志賀町、羽咋市、富来町、田鶴浜町、 鳥屋町、中島町、鹿西町	18名	264名 (157名)	ABWR. 135.8万kW
北海道電力㈱ 泊原子力発電所 3号炉	H14.11.22(金)	北海道古宇郡 泊村 泊村公民館	神恵内村、泊村、岩内町、共和町	17名 (1名欠席)	248名 (155名)	PWR. 91.2万kW
中国電力㈱ 島根原子力発電所 3号炉	H16.7.21(金)	島根県八束郡鹿島町 鹿島町民会館	鹿島町、松江市、島根町	18名	262名 (202名)	ABWR. 137.3万kW

(参考)

	第1次公開ヒアリング	第2次公開ヒアリング
主 催 者	経済産業省	原子力安全委員会
説 明 者	施設設置者	経済産業省
参 酌 す る 対 象 事 項	新增設する原子力施設に係る諸問題	新增設する原子力施設に係る安全性
ヒアリングの公表形式	・公開ヒアリングの結果の概要を公表 ・意見等の参酌状況を公表	・公開ヒアリング状況報告書を終了後可及的速やかに 公表 ・意見等の参酌状況を原子力安全委員会が行政庁に答 申する際に公表

*1文書による意見聴取 *2「地元意見を聴く会」を開催

平成15年度 放射線業務従事者の線量当量

実用発電用原子炉施設

発電所名	放 射 線 業務従事者の 区 分	線 量 分 布 (人)											合 計	総 線 量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5 mSv以下	5 mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超える				
日本原子力発電㈱ 東海発電所	社員	292	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	292	0.00	0.0	0.1
	その他	694	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	694	0.02	0.0	2.7
	合計	986	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	986	0.02	0.0	2.7
日本原子力発電㈱ 東海第二発電所	社員	396	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	396	0.21	0.5	4.1
	その他	3,298	123	8	0	0	0	0	0	0	0	0	3,429	3.02	0.9	13.1
	合計	3,694	123	8	0	0	0	0	0	0	0	0	3,825	3.23	0.8	13.1
日本原子力発電㈱ 敦賀発電所	社員	422	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	423	0.21	0.5	5.5
	その他	3,283	106	5	2	0	0	0	0	0	0	0	3,396	3.07	0.9	17.6
	合計	3,705	107	5	2	0	0	0	0	0	0	0	3,819	3.28	0.9	17.6
東北電力㈱ 女川原子力発電所	社員	407	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	407	0.08	0.2	3.3
	その他	2,158	91	52	23	0	0	0	0	0	0	0	2,324	2.64	1.1	19.0
	合計	2,565	91	52	23	0	0	0	0	0	0	0	2,731	2.72	1.0	19.0
東京電力㈱ 福島第一原子力発電所	社員	879	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	921	0.97	1.0	9.9
	その他	7,438	936	421	193	0	0	0	0	0	0	0	8,988	21.66	2.4	19.4
	合計	8,317	978	421	193	0	0	0	0	0	0	0	9,909	22.63	2.3	19.4
東京電力㈱ 福島第二原子力発電所	社員	628	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	629	0.19	0.3	5.9
	その他	5,363	421	169	18	0	0	0	0	0	0	0	5,971	8.24	1.4	19.8
	合計	5,991	422	169	18	0	0	0	0	0	0	0	6,600	8.43	1.3	19.8
東京電力㈱ 柏崎刈羽原子力発電所	社員	983	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	994	0.53	0.5	14.1
	その他	5,385	478	290	178	0	0	0	0	0	0	0	6,331	13.78	2.2	19.7
	合計	6,368	487	292	178	0	0	0	0	0	0	0	7,325	14.31	2.0	19.7
中部電力㈱ 浜岡原子力発電所	社員	708	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	714	0.44	0.6	9.7
	その他	3,543	390	289	118	0	0	0	0	0	0	0	4,340	10.61	2.4	19.2
	合計	4,251	396	289	118	0	0	0	0	0	0	0	5,054	11.05	2.2	19.2
北陸電力㈱ 志賀原子力発電所	社員	272	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	274	0.10	0.4	6.8
	その他	1,801	186	32	16	0	0	0	0	0	0	0	2,035	3.25	1.6	18.0
	合計	2,073	188	32	16	0	0	0	0	0	0	0	2,309	3.36	1.5	18.0
中国電力㈱ 島根原子力発電所	社員	331	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	338	0.29	0.9	9.1
	その他	2,226	210	63	8	0	0	0	0	0	0	0	2,507	4.01	1.6	17.2
	合計	2,557	217	63	8	0	0	0	0	0	0	0	2,845	4.30	1.5	17.2
北海道電力㈱ 泊発電所	社員	301	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	301	0.05	0.2	4.2
	その他	1,626	28	7	1	0	0	0	0	0	0	0	1,662	1.24	0.8	15.2
	合計	1,927	28	7	1	0	0	0	0	0	0	0	1,963	1.30	0.7	15.2
関西電力㈱ 美浜発電所	社員	403	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	404	0.12	0.3	5.2
	その他	2,810	102	8	0	0	0	0	0	0	0	0	2,920	2.68	0.9	13.5
	合計	3,213	103	8	0	0	0	0	0	0	0	0	3,324	2.80	0.8	13.5
関西電力㈱ 高浜発電所	社員	473	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	476	0.15	0.3	5.4
	その他	3,149	220	35	3	0	0	0	0	0	0	0	3,407	4.63	1.4	16.4
	合計	3,622	223	35	3	0	0	0	0	0	0	0	3,883	4.77	1.2	16.4
関西電力㈱ 大飯発電所	社員	485	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	488	0.22	0.5	10.2
	その他	2,740	227	57	13	0	0	0	0	0	0	0	3,037	4.81	1.6	18.6
	合計	3,225	229	58	13	0	0	0	0	0	0	0	3,525	5.03	1.4	18.6
四国電力㈱ 伊方発電所	社員	400	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	401	0.09	0.2	5.8
	その他	2,254	108	28	2	0	0	0	0	0	0	0	2,392	2.62	1.1	17.5
	合計	2,654	109	28	2	0	0	0	0	0	0	0	2,793	2.71	1.0	17.5
九州電力㈱ 玄海原子力発電所	社員	461	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	461	0.06	0.1	3.9
	その他	2,802	130	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2,935	2.73	0.9	12.0
	合計	3,263	130	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3,396	2.79	0.8	12.0
九州電力㈱ 川内原子力発電所	社員	247	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	252	0.09	0.4	10.3
	その他	1,845	182	45	2	0	0	0	0	0	0	0	2,074	3.59	1.7	15.9
	合計	2,092	186	46	2	0	0	0	0	0	0	0	2,326	3.68	1.6	15.9
合 計	社員	8,088	79	4	0	0	0	0	0	0	0	0	8,171	3.80	0.5	14.1
	その他	52,415	3,938	1,512	577	0	0	0	0	0	0	0	58,442	92.60	1.6	19.8
	合計	60,503	4,017	1,516	577	0	0	0	0	0	0	0	66,613	96.41	1.4	19.8

研究開発段階にある発電の用に供する原子炉施設

施設名	放 射 線 業務従事者 の 区 分	線 量 分 布 (人)											合 計	総 線 量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5 mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超える				
核燃料サイクル開発機構 新型転換炉ふげん発電所	社員	143	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	144	0.06	0.4	5.4
	その他	684	15	2	0	0	0	0	0	0	0	0	701	0.40	0.6	11.2
	合計	827	16	2	0	0	0	0	0	0	0	0	845	0.46	0.5	11.2
核燃料サイクル開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	社員	234	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	234	0.00	0.0	0.0
	その他	670	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	670	0.00	0.0	0.0
	合計	904	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	904	0.00	0.0	0.0
合 計	社員	377	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	378	0.06	0.2	5.4
	その他	1,354	15	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1,371	0.40	0.3	11.2
	合計	1,731	16	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1,749	0.46	0.3	11.2

加工施設

施設名	放 射 線 業務従事者 の 区 分	線 量 分 布 (人)											合 計	総 線 量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5 mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超える				
㈱グローバル・ ニュクリア・フュエル・ ジャパン	社員	346	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	346	0.10	0.3	4.5
	その他	295	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	295	0.03	0.1	1.4
	合計	641	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	641	0.13	0.2	4.5
三菱原子燃料㈱	社員	274	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	274	0.11	0.4	3.6
	その他	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0.03	0.3	2.8
	合計	354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	354	0.13	0.4	3.6
原子燃料工業㈱ 東海事業所	社員	219	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	219	0.07	0.3	3.0
	その他	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0.00	0.0	0.4
	合計	319	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	319	0.07	0.2	3.0
原子燃料工業㈱ 熊取事業所	社員	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	254	0.05	0.2	2.4
	その他	217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	217	0.02	0.1	2.4
	合計	471	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	471	0.08	0.2	2.4
核燃料サイクル開発機構 人形峠環境技術センター	社員	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	0.00	0.0	0.1
	その他	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	171	0.00	0.0	0.5
	合計	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240	0.00	0.0	0.5
日本原燃㈱ 加工施設	社員	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160	0.01	0.0	1.0
	その他	364	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	364	0.01	0.0	1.1
	合計	524	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	524	0.01	0.0	1.1
合 計	社員	1,322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,322	0.34	0.3	4.5
	その他	1,227	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,227	0.09	0.1	2.8
	合計	2,549	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,549	0.42	0.2	4.5

再処理施設

施設名	放 射 線 業務従事者 の 区 分	線 量 分 布 (人)												合 計	総 線 量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超える					
核燃料サイクル開発機構 東海事業所	社員	492	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	492	0.05	0.1	4.3	
	その他	1,614	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,617	0.15	0.1	6.2	
	合計	2,106	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,109	0.20	0.1	6.2	
日本原燃㈱ 再処理施設	社員	618	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	618	0.04	0.1	3.8	
	その他	3,369	46	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3,416	1.84	0.5	10.1	
	合計	3,987	46	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4,034	1.88	0.5	10.1	
合 計	社員	1,110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,110	0.09	0.1	4.3	
	その他	4,983	49	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5,033	1.99	0.4	10.1	
	合計	6,093	49	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6,143	2.08	0.3	10.1	

廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設

施設名	放 射 線 業務従事者の 区 分	線 量 分 布 (人)											合 計	総 線 量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
		5 mSv以下	5mSvを超え 10mSv以下	10mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 30mSv以下	30mSvを超え 35mSv以下	35mSvを超え 40mSv以下	40mSvを超え 45mSv以下	45mSvを超え 50mSv以下	50mSvを超える				
日本原燃㈱ 廃棄物埋設施設	社員	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0.00	0.0	0.0
	その他	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119	0.00	0.0	0.1
	合計	183	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	183	0.00	0.0	0.1
日本原燃㈱ 廃棄物管理施設	社員	198	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	198	0.00	0.0	0.2
	その他	485	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	485	0.00	0.0	0.0
	合計	683	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	683	0.00	0.0	0.2
日本原子力研究所 東海研究所 (廃棄物埋設施設)	社員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.0	0.0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.0	0.0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00	0.0	0.0
日本原子力研究所 大洗研究所 (廃棄物管理施設)	社員	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	0.00	0.0	0.7
	その他	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	244	0.02	0.1	1.4
	合計	266	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	266	0.02	0.1	1.4
合 計	社員	284	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	284	0.00	0.0	0.7
	その他	848	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	848	0.02	0.1	1.4
	合計	1,132	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,132	0.02	0.1	1.4

試験研究用原子炉及び研究開発段階炉（発電の用に供するものを除く。）

事業所名		区分	放射線業務従事者の線量分布（人）						平成15年度			平成14年度		
			5mSv以下	5mSvを超え 15mSv以下	15mSvを超え 20mSv以下	20mSvを超え 25mSv以下	25mSvを超え 50mSv以下	50mSv を超えるもの	放射線 業務 従事者 計（人）	総線量 （人mSv）	平均 線量 （mSv）	放射線 業務 従事者 計（人）	総線量 （人mSv）	平均 線量 （mSv）
日本原子力研究所	東海研究所	所員	372	0	0	0	0	0	372	16	0.0	368	17	0.0
		所員外	2,021	0	0	0	0	0	2,021	34	0.0	2,080	51	0.0
		計	2,393	0	0	0	0	0	2,393	49	0.0	2,448	68	0.0
	大洗研究所	所員	159	0	0	0	0	0	159	0	0.0	164	1	0.0
		所員外	582	0	0	0	0	0	582	2	0.0	603	5	0.0
		計	741	0	0	0	0	0	741	2	0.0	767	5	0.0
	むつ事業所	所員	27	0	0	0	0	0	27	0	0.0	28	0	0.0
		所員外	21	0	0	0	0	0	21	0	0.0	36	0	0.0
		計	48	0	0	0	0	0	48	0	0.0	64	0	0.0
核燃料サイクル開発機構 大洗工学センター		所員	151	0	0	0	0	0	151	6	0.0	136	25	0.2
		所員外	473	3	0	0	0	0	476	74	0.2	714	177	0.2
		計	624	3	0	0	0	0	627	80	0.1	850	202	0.2
東京大学大学院 工学系研究科附属 原子力工学研究施設（ 1）		所員	54	0	0	0	0	0	54	8	0.1	50	0	0.0
		所員外	0	0	0	0	0	0	0	-	-	1	0	0.0
		計	54	0	0	0	0	0	54	8	0.1	51	0	0.0
京都大学 原子炉実験所（ 1）		所員	193	0	0	0	0	0	193	13	0.1	199	14	0.1
		所員外	419	0	0	0	0	0	419	1	0.0	333	6	0.0
		計	612	0	0	0	0	0	612	15	0.0	532	20	0.1
立教大学 原子力研究所		所員	8	0	0	0	0	0	8	0	0.0	8	0	0.0
		所員外	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	-
		計	8	0	0	0	0	0	8	0	0.0	8	0	0.0
武蔵野工業大学 原子力研究所		所員	18	0	0	0	0	0	18	0	0.0	16	0	0.0
		所員外	4	0	0	0	0	0	4	0	0.0	0	-	-
		計	22	0	0	0	0	0	22	0	0.0	16	0	0.0
近畿大学 原子力研究所		所員	56	0	0	0	0	0	56	2	0.0	52	1	0.0
		所員外	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	-	-
		計	56	0	0	0	0	0	56	2	0.0	52	1	0.0
(株) 東芝	研究炉管理センター	所員	21	0	0	0	0	0	21	0	0.0	22	0	0.0
		所員外	66	0	0	0	0	0	66	2	0.0	66	0	0.0
		計	87	0	0	0	0	0	87	2	0.0	88	0	0.0
	原子力技術研究所	所員	20	0	0	0	0	0	20	1	0.0	20	2	0.1
		所員外	34	0	0	0	0	0	34	0	0.0	33	0	0.0
		計	54	0	0	0	0	0	54	1	0.0	53	2	0.0
(株)日立製作所 原子力事業部王禅寺センター		所員	3	0	0	0	0	0	3	0	0.0	2	0	0.0
		所員外	5	0	0	0	0	0	5	0	0.0	0	-	-
		計	8	0	0	0	0	0	8	0	0.0	2	0	0.0
総 計		所員	1,082	0	0	0	0	0	1,082	46	0.0	1,065	60	0.1
		所員外	3,625	3	0	0	0	0	3,628	113	0.0	3,866	239	0.1
		計	4,707	3	0	0	0	0	4,710	159	0.0	4,931	298	0.1

1 東京大学及び京都大学の放射線業務従事者は、核燃料物質使用施設の放射線業務従事者を含む。
(注) 本表の見方は次のとおりである。
(1) 「所員」は、当該事業所の職員等を示し、「所員外」は請負業者等を表す。
(2) 「総線量」については、小数点以下第1位を四捨五入して集計した。「0」は、0.5mSv未満を示す。
(3) 「平均線量」については、小数点以下第2位を四捨五入して集計した。「0.0」は、0.05mSv未満を示す。

核燃料使用施設

事業所名	放射線業務従事者の区分	放 射 線 業 務 従 事 者 の 線 量 分 布						平成15年度			平成14年度		
		5mSv以下	5mSvを超え15mSv以下	15mSvを超え20mSv以下	20mSvを超え25mSv以下	25mSvを超え50mSv以下	50mSvを超えるもの	放射線業務従事者計（人）	総線量（人mSv）	平均線量（mSv）	放射線業務従事者計（人）	総線量（人mSv）	平均線量（mSv）
【使用（政令16条の2）施設】													
1. 核燃料サイクル開発機構 東海事業所 （プルニウム燃料第1開発室等）	所員 所員外 計	449 1,675 2,124	0 5 5	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	449 1,680 2,129	66 289 355	0.1 0.2 0.2	463 1,981 2,444	50 285 335	0.1 0.1 0.1
2. 核燃料サイクル開発機構 大洗工学センター （照射燃料試験施設等）	所員 所員外 計	88 411 499	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	88 411 499	5 26 31	0.1 0.1 0.1	92 441 533	7 26 33	0.1 0.1 0.1
3. 核燃料サイクル開発機構 人形峠環境技術センター （濃縮工学施設等）	所員 所員外 計	92 366 458	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	92 366 458	0 1 1	0.0 0.0 0.0	114 489 603	1 5 6	0.0 0.0 0.0
4. 日本原子力研究所 東海研究所 （ホットラボ等）	所員 所員外 計	182 584 766	0 4 4	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	182 588 770	17 143 160	0.1 0.2 0.2	202 715 917	12 143 155	0.1 0.2 0.2
5. 日本原子力研究所 大洗研究所 （燃料研究棟等）	所員 所員外 計	78 273 351	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	78 273 351	1 5 6	0.0 0.0 0.0	79 307 386	2 7 9	0.0 0.0 0.0
6. 東京工業大学 核燃料貯蔵管理室	所員 所員外 計	9 0 9	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	9 0 9	0 - 0	0.0 - 0.0	11 5 16	0 0 0	0.0 0.0 0.0
7. 放射線医学総合研究所 （内部被ばく実験棟）	所員 所員外 計	71 337 408	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	71 337 408	1 0 1	0.0 0.0 0.0	72 133 205	5 0 5	0.1 0.0 0.0
8. 原子燃料工業㈱ 東海事業所 （ 1 ）	所員 所員外 計	219 100 319	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	219 100 319	66 1 67	0.3 0.0 0.2	227 103 330	64 1 65	0.3 0.0 0.2
9. (財)核物質管理センター 東海保障措置センター	所員 所員外 計	55 45 100	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	55 45 100	2 0 2	0.0 0.0 0.0	54 55 109	1 0 1	0.0 0.0 0.0
10. 日本核燃料開発㈱ （ホットラボ施設）	所員 所員外 計	51 186 237	2 6 8	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	53 192 245	68 158 226	1.3 0.8 0.9	60 204 264	60 182 242	1.0 0.9 0.9
11. ニュークリア・ デベロップメント㈱	所員 所員外 計	57 156 213	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	57 156 213	12 45 57	0.2 0.3 0.3	56 173 229	8 46 54	0.1 0.3 0.2
12. ㈱東芝 原子力技術研究所	所員 所員外 計	15 36 51	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	15 36 51	0 0 0	0.0 0.0 0.0	16 35 51	0 0 0	0.0 0.0 0.0
13. 京都大学 原子炉実験所 （ 2 ）	所員 所員外 計	(193) (419) (612)	(0) (0) (0)	(0) (0) (0)	(0) (0) (0)	(0) (0) (0)	(0) (0) (0)	(193) (419) (612)	(13) (1) (15)	(0.1) (0.0) (0.0)	(199) (333) (532)	(14) (6) (19)	(0.1) (0.0) (0.0)
14. 産業技術総合研究所 つくば中央第二事業所	所員 所員外 計	9 0 9	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	9 0 9	0 - 0	0.0 - 0.0	3 0 3	0 0 0	0.0 0.0 0.0
15. 東京大学大学院 工学系研究科附属 原子力工学研究施設（ 2 ）	所員 所員外 計	(54) (0) (54)	(0) (0) (0)	(0) (0) (0)	(0) (0) (0)	(0) (0) (0)	(0) (0) (0)	(54) (0) (54)	(8) (-) (8)	(0.1) (-) (0.1)	(50) (1) (51)	(0) (0) (0)	(0.0) (0.0) (0.0)
小計	所員 所員外 計	1,375 4,169 5,544	2 15 17	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	1,377 4,184 5,561	238 668 906	0.2 0.2 0.2	1,449 4,641 6,090	210 695 905	0.1 0.1 0.1

1 原子燃料工業㈱東海事業所は、政令16条の2に定める核燃料物質の使用施設のほか、加工事業にも該当しているが、放射線業務従事者数は、加工事業者と重複計上されている。

2 東京大学及び京都大学の放射線業務従事者は、原子炉施設に係る放射線業務従事者に集計されているため、小計から差し引いている。

(注) 表の見方は次のとおりである。

(1) 本資料は、「放射線業務従事者の線量分布」、「総線量」及び「平均線量」について、使用者(政令第16条の2に定める核燃料物質の使用施設に係るものに限る。)を対象として、「所員」及び「所員外」に区分し、集計した。

(2) 「所員」は、当該事業所の所員等を示し、「所員外」は請負事業者等を示す。

(3) 「総線量」については、小数点以下第1位を四捨五入して集計した。「0」は、0.5人mSv未満を示す。

(4) 「平均線量」については、小数点以下第2位を四捨五入して集計した。「0.0」は、0.05人mSv未満を示す。

我が国の原子力発電所立地地点

平成16年12月末現在

実用発電用原子炉

■ 運 転 中	52基	4574.2万kW
▲ 建 設 中	4基	475.0万kW
● 着工準備中	12基	1631.8万kW
(× 解体中	1基	16.6万kW)
計	69基	6697.6万kW

研究開発段階炉

□ 運 転 中	1基	16.5万kW
建 設 中	1基	28.0万kW
計	2基	44.5万kW

- PWR（加圧水型炉）
- APWR（改良型加圧水型炉）
- BWR（沸騰水型炉）
- ABWR（改良型沸騰水型炉）

関西電力(株)

高浜

■ 1号	82.6
■ 2号	82.6
■ 3号	87.0
■ 4号	87.0

美浜

■ 1号	34.0
■ 2号	50.0
■ 3号	82.6

大飯

■ 1号	117.5
■ 2号	117.5
■ 3号	118.0
■ 4号	118.0

核燃料サイクル

開発機構

□ ふげん	16.5
もんじゅ	28.0

日本原電(株)

敦賀	■ 1号	35.7
	■ 2号	116.0
	● 3号	153.0
	● 4号	153.0

中国電力(株)

島根

■ 1号	46.0
■ 2号	82.0
● 3号	137.3

中国電力(株)

上関

● 1号	137.3
● 2号	137.3

九州電力(株)

玄海

■ 1号	55.9
■ 2号	55.9
■ 3号	118.0
■ 4号	118.0

九州電力(株)

川内

■ 1号	89.0
■ 2号	89.0

北陸電力(株)

志賀

■ 1号	54.0
▲ 2号	135.8

東京電力(株)

柏崎刈羽

■ 1号	110.0
■ 2号	110.0
■ 3号	110.0
■ 4号	110.0
■ 5号	110.0
■ 6号	135.6
■ 7号	135.6

北海道電力(株)

泊

■ 1号	57.9
■ 2号	57.9
▲ 3号	91.2

電源開発(株)

大間

● 1号	138.3
------	-------

東北電力(株)

東通

▲ 1号	110.0
● 2号	138.5

東京電力(株)

東通

● 1号	138.5
● 2号	138.5

東北電力(株)

女川

■ 1号	52.4
■ 2号	82.5
■ 3号	82.5

東北電力(株)

浪江小高

● 1号	82.5
------	------

東京電力(株)

福島第一

■ 1号	46.0
■ 2号	78.4
■ 3号	78.4
■ 4号	78.4
■ 5号	78.4
■ 6号	110.0
● 7号	138.0
● 8号	138.0

東京電力(株)

福島第二

■ 1号	110.0
■ 2号	110.0
■ 3号	110.0
■ 4号	110.0

日本原電(株)

東海

× 東海	16.6
■ 東海	110.0

第二

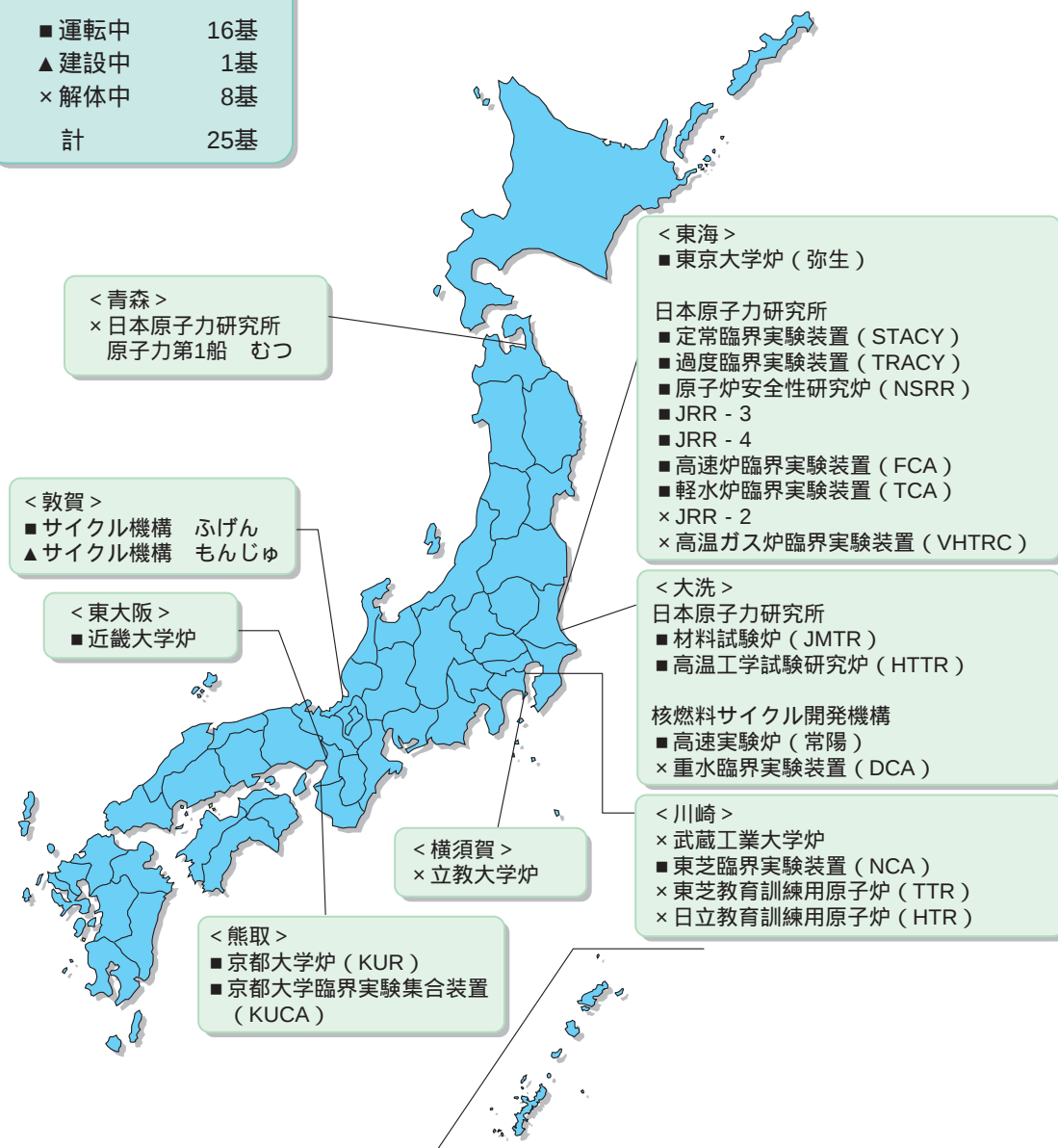
(注) 平成16年度電力供給計画に基づく開発計画を記載。
ふげんは平成15年3月に運転を終了している。

試験研究用及び研究開発段階にある原子炉施設立地地点

平成16年12月末現在

原子炉施設

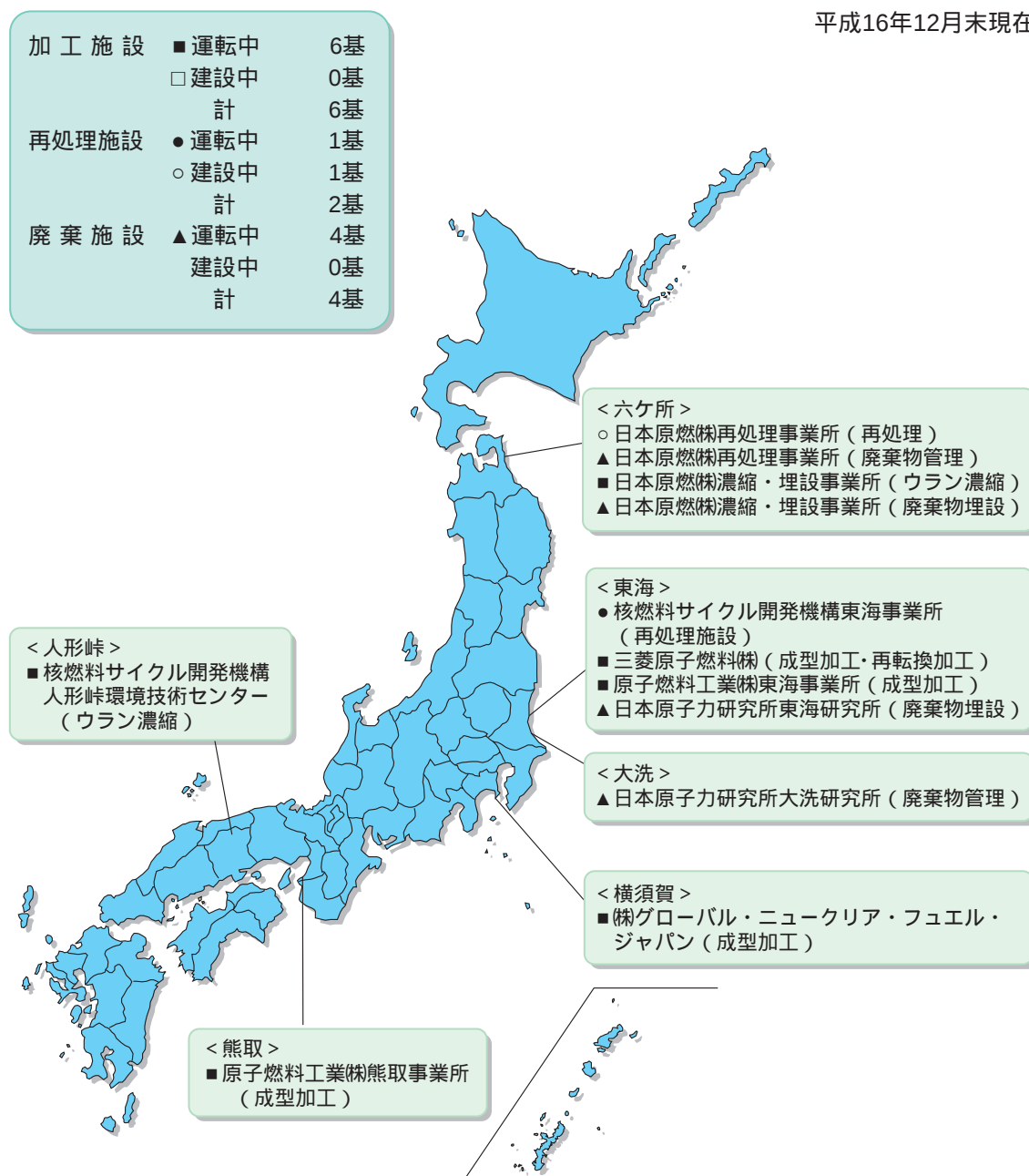
■ 運転中	16基
▲ 建設中	1基
× 解体中	8基
計	25基



ふげんは平成15年3月に運転を終了している。

核燃料施設（加工施設、再処理施設及び廃棄施設）立地地点

平成16年12月末現在



我が国の原子力発電所の運転・管理状況（電気事業用）

（平成16年12月末日現在）

	設置者名	発電所名 （設備番号）	所在地	炉型	出力 （万kW）	第一次公開 ヒアリング 開催年月日	電源開発 調整審議会 決定年月	設置許可 申請年月日	原子力安全 委員会諮問 年月日	第二次公開 ヒアリング 年月日	原子力 安全委員会 答申年月日	原子炉 設置許可 年月日	第一回工事 計画認可 年月	運転開始 年月日
運 転 中	日本原子力発電㈱	東海第二 敦賀（1号） "（2号）	茨城県那珂郡東海村 福井県敦賀市 "	BWR " PWR	110.0 35.7 116.0	— — —	1971 - 12 1965 - 5 1978 - 12	1971 - 12 - 21 1965 - 10 - 11 1979 - 3 - 28	— — 1980 - 9 - 3	— — 1980 - 1 - 20	— — 1981 - 10 - 29	1972 - 12 - 23 1966 - 4 - 22 1982 - 1 - 26	1973 - 4 1967 - 2 1982 - 3	1978 - 11 - 28 1970 - 3 - 14 1987 - 2 - 17
		北海道電力㈱	泊（1号） "（2号）	北海道古宇群泊村 "	PWR "	57.9 57.9	1981 - 12 - 9 1981 - 12 - 9	1982 - 3 1982 - 3	1982 - 6 - 11 1983 - 10 - 4	1983 - 12 - 22、23 1983 - 12 - 22、23	1984 - 6 - 4 1984 - 6 - 4	1984 - 6 - 14 1984 - 6 - 14	1984 - 8 1984 - 8	1989 - 6 - 22 1991 - 4 - 12
		東北電力㈱	女川原子力（1号） "（2号） "（3号）	宮城県牡鹿郡女川町、牡鹿村 " "	BWR " "	52.4 82.5 82.5	— 1986 - 12 - 2 1993 - 11 - 25	1970 - 5 1987 - 3 1994 - 3	1970 - 5 - 30 1987 - 4 - 18 1994 - 5 - 24	— 1988 - 5 - 10 1995 - 4 - 28	— 1989 - 2 - 9 1996 - 3 - 25	1970 - 12 - 10 1989 - 2 - 28 1996 - 4 - 12	1971 - 5 1989 - 6 1996 - 9	1984 - 6 - 1 1995 - 7 - 28 2002 - 1 - 30
	東京電力㈱	福島第一原子力（1号） "（2号） "（3号） "（4号） "（5号） "（6号）	福島県双葉郡大熊町、双葉町 " " " " "	BWR " " " " "	46.0 78.4 78.4 78.4 78.4 110.0	— — — — — —	1966 - 4 1967 - 12 1969 - 5 1971 - 6 1971 - 2 1971 - 12	1966 - 7 - 1 1967 - 9 - 18 1969 - 7 - 1 1971 - 8 - 5 1971 - 2 1971 - 12 - 21	— — — — — —	— — — — — —	— — — — — —	1966 - 12 - 1 1968 - 3 - 29 1970 - 1 - 23 1972 - 1 - 13 1971 - 9 - 23 1972 - 12 - 12	1967 - 9 1969 - 5 1970 - 10 1972 - 5 1971 - 12 1973 - 3	1971 - 3 - 26 1974 - 7 - 18 1976 - 3 - 27 1978 - 10 - 12 1978 - 4 - 18 1979 - 10 - 24
		福島第二原子力（1号） "（2号） "（3号） "（4号）	福島県双葉郡富岡町、楢葉町 " " " "	BWR " " "	110.0 110.0 110.0 110.0	— — — —	1972 - 6 1975 - 3 1977 - 3 1978 - 7	1972 - 8 - 28 1976 - 12 - 21 1978 - 8 - 16 1975 - 3 - 20	— — 1979 - 11 - 26 1979 - 11 - 26	— — 1980 - 2 - 14 1980 - 2 - 14	— — 1980 - 7 - 28 1980 - 7 - 28	— — 1980 - 8 - 4 1980 - 8 - 4	1978 - 6 - 26 1979 - 1 1980 - 11 1980 - 11	1982 - 4 - 20 1984 - 2 - 3 1985 - 6 - 21 1987 - 8 - 25
		柏崎刈羽原子力（1号） "（2号） "（3号） "（4号） "（5号） "（6号） "（7号）	新潟県柏崎市、刈羽郡刈羽村 " " " " " " "	BWR " " " " " A BWR "	110.0 110.0 110.0 110.0 110.0 135.6 135.6	— 1980 - 12 - 4 1984 - 10 - 31、12 - 10 1984 - 10 - 31、12 - 10 1980 - 12 - 4 1987 - 11 - 29 1987 - 11 - 29	1974 - 7 1981 - 3 1985 - 3 1985 - 3 1981 - 3 1988 - 3 1988 - 3	1975 - 3 - 20 1981 - 5 - 11 1985 - 4 - 11 1985 - 4 - 11 1981 - 5 - 11 1988 - 5 - 23 1988 - 5 - 23	— 1982 - 6 - 21 1986 - 4 - 21 1986 - 4 - 21 1982 - 6 - 21 1990 - 2 - 23 1990 - 2 - 23	— 1983 - 1 - 23 1986 - 11 - 28、12 - 1 1986 - 11 - 28、12 - 1 1983 - 1 - 23 1983 - 1 - 23 1990 - 6 - 3	— 1983 - 4 - 25 1987 - 3 - 26 1987 - 3 - 26 1983 - 4 - 25 1983 - 4 - 25 1991 - 5 - 9	— 1983 - 5 - 6 1987 - 4 - 9 1987 - 4 - 9 1983 - 5 - 6 1991 - 5 - 15 1991 - 5 - 15	— 1983 - 8 1987 - 6 1987 - 6 1983 - 8 1991 - 8 1991 - 8	1985 - 9 - 18 1990 - 9 - 28 1993 - 8 - 11 1994 - 8 - 11 1990 - 4 - 10 1996 - 11 - 7 1997 - 7 - 2
	中部電力㈱	浜岡原子力（1号） "（2号） "（3号） "（4号）	静岡県小笠郡浜岡町 " " "	BWR " " "	54.0 84.0 110.0 113.7	— — — 1986 - 8 - 5	1969 - 5 1972 - 2 1978 - 10 1986 - 10	1970 - 5 - 22 1972 - 9 - 29 1978 - 12 - 18 1986 - 11 - 15	— — 1980 - 12 - 12 1987 - 10 - 2	— — 1981 - 3 - 19 1988 - 1 - 26	— — 1981 - 10 - 29 1988 - 7 - 14	1970 - 12 - 10 1973 - 6 - 9 1981 - 11 - 16 1988 - 8 - 10	1971 - 2 1973 - 9 1982 - 6 1988 - 10	1976 - 3 - 17 1978 - 11 - 29 1987 - 8 - 28 1993 - 9 - 3
	北陸電力㈱	志賀原子力（1号）	石川県羽咋郡志賀町	BWR	54.0	1986 - 9 - 3	1986 - 12	1987 - 1 - 26	1987 - 11 - 25	1988 - 2 - 24	1988 - 8 - 8	1988 - 8 - 22	1988 - 11	1993 - 7 - 30
	関西電力㈱	美浜（1号） "（2号） "（3号）	福井県三方郡三浜町 " "	PWR " "	34.0 50.0 82.6	— — —	1966 - 4 1967 - 12 1971 - 6	1966 - 6 - 13 1967 - 11 - 28 1971 - 7 - 12	— — —	— — —	— — —	1966 - 12 - 1 1968 - 5 - 10 1972 - 3 - 13	1967 - 8 1968 - 12 1972 - 7	1970 - 11 - 28 1972 - 7 - 25 1976 - 12 - 1
		高浜（1号） "（2号） "（3号） "（4号）	福井県大飯郡高浜町 " " "	PWR " " "	82.6 82.6 87.0 87.0	— — — —	1969 - 5 1970 - 5 1978 - 3 1978 - 3	1969 - 5 - 24 1970 - 5 - 29 1978 - 4 - 6 1979 - 11 - 26	— — 1979 - 11 - 26 1979 - 11 - 26	— — 1980 - 1 - 17 1980 - 1 - 17	— — 1980 - 7 - 28 1980 - 7 - 28	1969 - 12 - 12 1970 - 11 - 25 1980 - 8 - 4 1980 - 8 - 4	1970 - 4 1971 - 2 1980 - 11 1980 - 11	1974 - 11 - 14 1975 - 11 - 14 1985 - 1 - 17 1985 - 6 - 5
		大飯（1号） "（2号） "（3号） "（4号）	福井県大飯郡大飯町 " " "	PWR " " "	117.5 117.5 118.0 118.0	— — 1984 - 11 - 16 1984 - 11 - 16	1970 - 10 1970 - 10 1985 - 1 1985 - 1	1971 - 1 - 23 1971 - 1 - 23 1985 - 2 - 15 1985 - 2 - 15	— — 1986 - 2 - 26 1986 - 2 - 26	— — 1986 - 11 - 11 1986 - 11 - 11	— — 1987 - 1 - 29 1987 - 1 - 29	1972 - 7 - 4 1972 - 7 - 4 1987 - 2 - 10 1987 - 2 - 10	1972 - 10 1972 - 11 1987 - 3 1987 - 3	1979 - 3 - 27 1979 - 12 - 5 1991 - 12 - 18 1993 - 2 - 2
	中国電力㈱	島根原子力（1号） "（2号）	島根県八束郡鹿島町 "	BWR "	46.0 82.0	— 1981 - 1 - 28	1969 - 5 1981 - 3	1969 - 5 - 26 1981 - 8 - 18	— 1982 - 11 - 9	— 1983 - 5 - 13、14	— 1983 - 9 - 12	1969 - 11 - 13 1984 - 9 - 22	1970 - 2 1984 - 2	1974 - 3 - 29 1989 - 2 - 10
	四国電力㈱	伊方（1号） "（2号） "（3号）	愛媛県西宇和郡伊方町 " "	PWR " "	56.6 56.6 89.0	— — 1982 - 11 - 18	1972 - 2 1975 - 3 1983 - 3	1972 - 5 - 8 1975 - 5 - 30 1984 - 5 - 24	— — 1985 - 7 - 16	— — 1985 - 10 - 4	— — 1986 - 5 - 1	1972 - 11 - 29 1977 - 3 - 30 1986 - 5 - 26	1973 - 4 1977 - 12 1986 - 8	1977 - 9 - 30 1982 - 3 - 19 1994 - 12 - 15

	設置者名	発電所名 (設備番号)	所在地	炉型	出力 (万KW)	第一次公開 ヒアリング 開催年月日	電源開発 調整審議会 決定年月	設置許可 申請年月日	原子力安全 委員会諮問 年月日	第二次公開 ヒアリング 年月日	原子力 安全委員会 答申年月日	原子炉 設置許可 年月日	第一回工事 計画認可 年月	運転開始 年月日
運 転 中	九州電力㈱	玄海原子力(1号)	佐賀県東松浦郡玄海町	PWR	55.9	—	1970 - 5	1970 - 5 - 30	—	—	—	1970 - 12 - 10	1971 - 3	1975 - 10 - 15
		"(2号)	"	"	55.9	—	1974 - 7	1974 - 8 - 27	—	—	—	1976 - 1 - 23	1976 - 5	1981 - 3 - 30
		"(3号)	"	"	118.0	1982 - 7 - 16	1982 - 9	1982 - 10 - 19	1983 - 11 - 30	1984 - 6 - 18	1984 - 10 - 4	1984 - 10 - 12	1985 - 3	1994 - 3 - 18
		"(4号)	"	"	118.0	1982 - 7 - 16	1982 - 9	1982 - 10 - 19	1983 - 11 - 30	1984 - 6 - 18	1984 - 10 - 4	1984 - 10 - 12	1985 - 3	1997 - 7 - 25
		川内原子力(1号)	鹿児島県川内市	"	89.0	—	1976 - 3	1976 - 4 - 15	—	—	—	1977 - 12 - 17	1978 - 11	1984 - 7 - 4
		"(2号)	"	"	89.0	—	1978 - 7	1978 - 8 - 10	1980 - 4 - 30	1980 - 7 - 17	1980 - 12 - 11	1980 - 12 - 22	1981 - 3	1985 - 11 - 28
	小 計			(52基)	4574.2									
建 設 中	北海道電力㈱	泊(3号)	北海道古宇郡泊村	PWR	91.2	1999 - 6 - 2	2000 - 10	2000 - 11 - 5	2002 - 8 - 26	2002 - 11 - 22	2003 - 6 - 23	2003 - 7 - 2	2003 - 11 - 21	2009 - 12 (予定)
	東北電力㈱	東通原子力(1号)	青森県下北郡東通村	BWR	110.0	1996 - 4 - 17	1996 - 7	1996 - 8 - 30	1997 - 9 - 5	1997 - 11 - 27	1998 - 8 - 3	1998 - 8 - 31	1998 - 12	2005 - 7 (予定)
	中部電力㈱	浜岡原子力(5号)	静岡県小笠郡浜岡町	ABWR	138.0	1996 - 12 - 18	1997 - 3	1997 - 4 - 15	1998 - 2 - 25	1998 - 6 - 4	1998 - 12 - 14	1998 - 12 - 25	1999 - 3	2005 - 1 (予定)
	北陸電力㈱	志賀原子力(2号)	石川県羽咋郡志賀町	ABWR	135.8	1996 - 11 - 21	1997 - 3	1997 - 5 - 20	1998 - 4 - 8	1998 - 10 - 16	1999 - 3 - 29	1999 - 4 - 14	1999 - 8	2006 - 3 (予定)
	小 計			(4基)	475.0									
着 工 準 備 中	東北電力㈱	東通原子力(2号)	青森県下北郡東通村	ABWR	138.5									
	東京電力㈱	浪江・小高原子力	"	"	82.5									
		福島第一原子力(7号)		ABWR	138.0									
		"(8号)		"	138.0									
		東通原子力(1号)		"	138.5									
		"(2号)		"	138.5									
	中国電力㈱	島根原子力(3号)	島根県八束郡鹿島町	ABWR	137.3	1998 - 11 - 11	2000 - 3	2000 - 10 - 4				申請中		2011 - 3 (予定)
		上関原子力(1号)	山口県熊毛郡上関町	"	137.3	2000 - 10 - 31	2001 - 5							2012年度(予定)
		"(2号)	"	"	137.3	2000 - 10 - 31	2001 - 5							2015年度(予定)
	電源開発㈱	大間原子力	青森県下北郡大間町	ABWR	138.3	1998 - 12 - 17	1999 - 8	1999 - 9 - 8				申請中		2009 - 7 (予定)
	日本原電㈱	敦賀(3号)	福井県敦賀市	PWR	153.8	2002 - 2	2002 - 8							
		"(4号)	"	"	153.8	2002 - 2	2002 - 8							
	小 計			(12基)	1631.8									
	合 計			(68基)	6,681.0									

【解体中の原子力発電所(電気事業用)】

	設置者名	発電所名	所在地	炉型	出力 (万KW)	第一次公開 ヒアリング 開催年月日	電源開発 調整審議会 決定年月	設置許可 申請年月日	原子力安全 委員会諮問 年月日	第二次公開 ヒアリング 年月日	原子力 安全委員会 答申年月日	原子炉 設置許可 年月日	第一回工事 計画認可 年月	運転開始 年月日
解体中	日本原子力発電㈱	東 海	茨城県那珂郡東海村	GCR	16.6	—	1959 - 12	1959 - 3 - 16	—	—	—	1959 - 12 - 14	1961 - 3	1966 - 7 - 25

(参考)

	設置者名	発電所名	所在地	炉型	出力 (万KW)	第一次公開 ヒアリング 開催年月日	電源開発 調整審議会 決定年月	設置許可 申請年月日	原子力安全 委員会諮問 年月日	第二次公開 ヒアリング 年月日	原子力 安全委員会 答申年月日	原子炉 設置許可 年月日	第一回工事 計画認可 年月	運転開始 年月日
運 転 中	核燃料サイクル 開発機構	ふ げ ん	福井県敦賀市	ATR (原子炉)	16.5	—	—	1970 - 3 - 2	—	—	—	1970 - 11 - 30	1971 - 8	1979 - 3 - 20
建 設 中		もんじゅ	"	FBR (原子炉)	28.0	—	—	1980 - 12 - 10	1982 - 5 - 14	1982 - 7 - 2	1983 - 4 - 25	1983 - 5 - 27	1985 - 9	1994 - 4 - 5 (臨界)

ふげんは平成15年3月に運転を終了している

試験研究炉・研究開発段階炉及び臨界実験装置一覧

原子炉（臨界実験装置を除く）

（平成16年12月末現在）

	設置者名	名称	所在地	炉型	熱出力 （電気出力）	原子炉設置 許可年月日	着工年月	運転開始年月
運 転 中	日本原子力研究所	JRR - 3 JRR - 4	茨城県那珂郡東海村 "	低濃縮ウラン軽水減速冷却プール型 濃縮ウラン軽水減速冷却スイミングプ ール型	20MW 3.5MW	S59.12.19(改造) S37. 4. 7	S60. 8 S37. 1	H 2. 3 S40. 1
		NSRR （原子炉安全性 研究炉）	"	濃縮ウラン燃料水素化ジルコニウム減 速非均質型（スイミングプール円環炉 心定出力パルス両用炉）	定出力時 300kW パルス運転時 23,000MW	S48. 3.27	S48. 6	S50. 6
		JMTR （材料試験炉）	茨城県東茨城郡大洗町	濃縮ウラン軽水減速軽水冷却タンク型	50MW	S40. 7.23	S40. 3	S43. 3
		HTTR （高温工学試験 炉）	"	低濃縮二酸化ウラン被覆粒子燃料黒鉛 減速ヘリウムガス冷却型	30MW	H 2.11.22	H 3. 1	H10.11
	核燃料サイクル開発機構	高速実験炉 「常陽」	茨城県東茨城郡大洗町	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料、 ナトリウム冷却高速中性子	MK - 炉心 75MW MK - 炉心 100MW MK - 炉心 140MW	S45. 2.12 S53. 9.20 H 7. 9.28	S45. 7 S57. 1 H 9. 9	S53.10 S58. 8 H16. 5
		新型転換炉 「ふげん」	福井県敦賀市明神町	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料、 重水減速沸騰軽水冷却型	557MW （165MWe）	S45.11.30	S45.12	S54. 3
	近畿大学	近畿大学研究用 原子炉 （UTR-KIPKI）	大阪府東大阪市小若江	濃縮ウラン軽水減速黒鉛反射非均質型	1 W	S35. 8.12	S35.11	S36.11
	京都大学	京都大学研究用 原子炉（KUR）	大阪府泉南郡熊取町	濃縮ウラン軽水減速軽水冷却非均質型	5MW	S37. 3.15	S38. 4	S39. 6
	東京大学	東京大学原子炉 （弥生）	茨城県那珂郡東海村	濃縮ウラン空気冷却型高速炉	2kW	S43.12.12	S44. 9	S47. 7
	小 計				12基			

	設置者名	名称	所在地	炉型	熱出力 (電気出力)	原子炉設置 許可年月日	着工年月	運転開始年月
建設中	核燃料サイクル開発機構	高速増殖原型炉 「もんじゅ」	福井県敦賀市白木	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料、 ナトリウム冷却高速中性子型	714MW (280MWe)	S58. 5.27	S60.10	H 6. 4.
				小計				1基
				合計				13基

臨界実験装置

	設置者名	名称	所在地	炉型	熱出力 (電気出力)	原子炉設置 許可年月日	着工年月	運転開始年月
運転中	日本原子力研究所	TCA (軽水臨界実験装置)	茨城県那珂郡東海村	濃縮ウラン・プルトニウム燃料軽水減速型	200W	S36. 9.29	S36. 4	S37. 8
		FCA (高速炉臨界実験装置)	"	濃縮ウラン・プルトニウム燃料水平二分割型	2kW	S40. 9.20	S40. 7	S42. 4
		STACY (定常臨界実験装置)	"	ウラン・プルトニウム燃料タンク型 (定出力型)	200W	S63.10. 7	H元. 3	H 7. 2
		TRACY (過渡臨界実験装置)	"	ウラン溶液燃料タンク型(定出力・過渡出力両用型)	定出力運転時 10kW 過渡出力運転時 5000MW	S63.10. 7	H元. 3	H 7.12
	(株)東芝	NCA (東芝臨界実験装置)	神奈川県川崎市川崎区 (浮島)	低濃縮ウラン軽水減速非均質型	200W	S37. 7.24	S38. 4	S38.12
	京都大学	京都大学臨界実験装置 (KUCA)	大阪府泉南郡熊取町	濃縮ウラン非均質型 (軽水減速及び固体減速)	0.1kW 短時間最大 1kW	S47. 8.24	S49. 3	S49. 8
				小計				6基

他に、解体中の原子炉及び臨界実験装置として、以下のものがある。

- ・日本原子力研究所(東海研究所) : JRR-2、VHTRC(高温ガス炉臨界実験装置)
- ・日本原子力研究所(むつ事業所) : 原子力第一船原子炉(むつ)
- ・核燃料サイクル開発機構(大洗工学センター) : DCA(重水臨界実験装置)
- ・日立エンジニアリング(株) : 日立エンジニアリング教育訓練用原子炉(HTR)
- ・(株)東芝 : 東芝教育訓練用原子炉(TTR-1)
- ・立教大学 : 立教大学炉(TRIGA-)
- ・武蔵工業大学 : 武蔵工業大学炉

核燃料加工施設一覧

(平成16年12月末現在)

事業所名	所在地	許可年月	濃縮度	年間最大処理能力	処理方法
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	神奈川県横須賀市	1968.8	5 %以下	750トンU	棒状加工 (沸騰水型軽水炉用)
三菱原子燃料(株)	茨城県那珂郡東海村	1972.1	5 %以下	440トンU 475トンU	棒状加工 (加圧水型軽水炉用) 転換加工 (加圧水型軽水炉用)
原子燃料工業(株) 東海事業所 熊取事業所	茨城県那珂郡東海村 大阪府泉南郡熊取町	1978.9 1972.9	5 %以下 5 %以下	250トンU 284トンU	棒状加工 (沸騰水型軽水炉用) 棒状加工 (加圧水型軽水炉用)
日本原燃(株) 濃縮・埋設事業所	青森県上北郡六ヶ所村	1988.8	5 %以下	1050トンSWU	ウラン濃縮
核燃料サイクル開発機構 人形峠環境技術センター	岡山県苫田郡上斎原村	1985.10	5 %以下	100トンSWU	ウラン濃縮

核燃料再処理施設一覧

(平成16年12月末現在)

事業所名	所在地	指定年月	処理方法	年間最大処理能力	備 考
核燃料サイクル開発機構 東海事業所	茨城県那珂郡東海村	1980.2 (注1)	湿式プューレックス法	210トンU (0.7トン・ウラン/日)	本格操業 昭和56年1月
日本原燃(株) 再処理事業所	青森県上北郡六ヶ所村	1992.12	湿式プューレックス法	800トンU	平成11年12月 (注2)

(注1) 原子炉等規制法の一部改正(昭和54年6月)に伴い、承認があったとみなされた日。

(注2) 現在、使用済燃料受入れ及び貯蔵に必要な施設のみ運転中であり、再処理設備本体等については建設中。

主要核燃料使用施設等一覧

(平成16年12月末現在)

事業所名	所在地	目 的
日本原子力研究所 ○ 東海研究所 ・ ホットラボ ・ プルトニウム研究 1 棟 ・ 燃料試験施設 ・ JRR-3 ・ 廃棄物安全試験施設 ・ 廃棄物処理場 ・ NSRR ・ バックエンド研究施設 ・ JRR-4 ・ FCA	茨城県 那珂郡 東海村	核燃料物質の照射後試験等 核燃料物質の固体化学的研究等 核燃料物質の照射後試験等 核燃料物質の照射試験等 放射性廃棄物の処理処分の安全性に関する試験研究等 廃棄物の処理、処分、保管 燃料破損の挙動の研究 高度化再処理プロセス及びTRU廃棄物の安全管理技術に関する研究開発等 核燃料物質の照射試験等 反応度値測定等
○ 大洗研究所 ・ JMTR ・ ホットラボ ・ 燃料研究棟 ・ HTTR	茨城県 東茨城郡 大洗町	核燃料物質等の照射試験等 照射後試験 高速炉新型燃料及びPu取扱技術の研究開発 高温ガス炉燃料の破損挙動等の究明及び高性能燃料の開発等
核燃料サイクル開発機構 ○ 東海事業所 ・ Pu燃料第 1 開発室 ・ Pu燃料第 2 開発室 ・ Pu燃料第 3 開発室 ・ Pu廃棄物処理開発施設 ・ B 棟 ・ 高レベル放射性物質研究施設 ・ J 棟 ・ M 棟 ・ 第 2 ウラン貯蔵庫 ・ ウラン廃棄物処理施設	茨城県 那珂郡 東海村	Puを含む核燃料の製造技術開発及びそれに伴う試験等 FBR 燃料及びATR 燃料の製造等 FBR 燃料の製造及びそれに伴う技術開発 Pu廃棄物の減容処理技術に関する実証試験等 再処理工程に関する基礎的技術に係る開発試験等 新型燃料の再処理技術及び高レベル放射性廃液の処理・処分技術に関する研究 六フッ化ウランの詰替え及び遠心分離機の解体及び除染に関する技術開発 ウラン系固体廃棄物の処理 六フッ化ウラン等の貯蔵・保管 ウラン廃棄物の処理・保管
○ 大洗工学センタ - ・ 照射燃料試験施設 ・ 照射燃料集合体試験施設 ・ 照射材料試験施設 ・ 第 2 照射材料試験施設 ・ 固体廃棄物前処理施設 ・ 「常陽」廃棄物処理施設 ・ 照射装置組立検査施設	茨城県 東茨城郡 大洗町	燃料の照射後試験、Am等を含む燃料等の作製及び試験等 照射後の燃料集合体及び燃料ピン等の照射後試験等 照射後の燃料被覆管等の照射後試験 照射後の燃料被覆管等の照射後試験 固体廃棄物の処理 液体廃棄物の処理 照射材料試料等の集合体形状への組立等
○ 人形峠環境技術センター ・ 濃縮工学施設 ・ 製錬転換施設 ・ 廃棄物処理施設	岡山県 苫田郡 上斎原村	ウラン濃縮試験、分離処理試験等 六フッ化ウラン転換に関する技術開発 固体及び液体廃棄物の処理、保管

(平成16年12月末現在)

事業所名	所在地	目 的
放射線医学総合研究所 ・ 内部被ばく実験棟	千葉県 千葉市	内部被ばくの障害評価及び内部被ばく事故の緊急措置に関する試験研究
日本核燃料開発㈱ ・ NFDホットラボ施設	茨城県 東茨城郡 大洗町	使用済燃料等の検査及び各種試験
(財)核物質管理センタ - ・ 保障措置分析棟 ・ 開発試験棟 ・ 新分析棟	茨城県 那珂郡 東海村	保障措置のための核燃料物質の分析等 核燃料物質の分析及び測定に関する開発試験 保障措置のための核燃料物質の分析等
ニュークリア・デベロップメント㈱ ・ 燃料ホットラボ施設	茨城県 那珂郡 東海村	使用済燃料等の検査及び各種試験
原子燃料工業㈱ ・ 東海事業所	茨城県 那珂郡 東海村	HTTR用取替燃料の製造等

東京大学大学院工学系研究科附 属原子力工学研究施設	茨城県 那珂郡 東海村	核燃料物質の保管管理
産業技術総合研究所 つくば中央第二事業所	茨城県 那珂郡 東海村	核燃料物質の保管管理
㈱東芝 原子力技術研究所	神奈川県 川崎市	核燃料物質の保管管理
東京工業大学 ・ 核燃料貯蔵管理室	東京都 目黒区	核燃料物質の保管管理
京都大学原子炉実験所	大阪府 泉南郡 熊取町	核燃料物質の保管管理等